

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○三十一番（村田政弘君） 浜田市長が誕生して二回目の議会です。市長の提案理由の冒頭に行政改革の件に触れておりますが、今後この問題が真剣に討議されることと信じておりますが、それにつきまして、当局の構想、基本、そこらがわかるならばお示しをいただきたいが、それを受けまして質問に入ります。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

御存じのように、行政改革の審議会が今年度六月三十日の第一回目から順次、今三回を終了しております。重要事項の案件につきまして、今審議を重ねているところでございます。今回の、大綱の見直しということでございますので、前大綱の反省点、これは数値化するということと、残された課題プラス新しい課題、この三点について、今審議を重ねているところでございます。今年度中に答申をいただきたいというふうに考えております。

○三十一番（村田政弘君） 次の四年の市長選、これのテーマは、浜田市長が観光振興にどれだけ成功するか、同時に、行政改革がどれだけ進行するかしないかがテーマになるであろうと、私は予測しておるわけです。

そこで、歴代市長が行政改革を唱えてきましたが、実行面に本当に入れるのは、浜田市長の時代。今までは議論百出、ああだこうだとは随分、約二十年間にわたって議場でも外でも言われてきたが、いよいよ本番に突入しなければならない時期になったと考えます。

そこで、一般質問にも出しておりますから重複を避けませけれども、一、二参考になるならばと思って質問をさせていただきますが、「行財政改革の先駆者はおれだ」という人が何人かおります。私もその一人です。ちなみに、脇屋市長の当選直後、昭和五十一年四月に青山保育園が発足しました。これは、別府市が建てて民間委託をした最初の保育園です。当時、脇屋市長は、五十一年の三月議会に別府市の直営でオープンしたいということで、提案寸前でありましたが、私たちは担当委員会として、和歌山が公立で建てて、経営は民間に委託しているところがあるというので、急遽視察に行つて、帰つて市長に具申し、提案を変更してもらった経緯がございます。それから、もうすでに二十二年たっております。その前後に給食センターの創立もありますが、このときも民間委託をする、あるいは直営でやるということで議論百出いたしましたでしたが、結果的には直営でやったという経緯。これは、私は脇屋市長時代かと思つたが、荒金市長の最後であったようですが、このようにして日本の高度成長、市の職員もベースアップが一年に何十パーセントというほど急激

に上昇するような場面もありました。そういう時代を経由して、昭和五十年、脇屋市長が誕生したころから低成長に入るわけですが、御承知のように脇屋市長は、事業欲旺盛な方でありましたから、たくさんの事業をやりました。また、後世に残るような事業もたくさんやっておりますが、同時に財政に赤信号がともるようなことにもなりまして、ある時期は赤字団体転落が見え隠れした時期もあります。市長の交際費ゼロ。議長の交際費、私が当時の議長ですが、五〇%カット、議会費一千万円以上カット、議員定数三名削減。もろもろの経緯をしてまいりました。同時に市の職員、ラスパイレス指数は最高、昭和五十年一・七を最高にして、その後の努力でようやく国家公務員に近づけることができた。いろんな経緯がございますが、最近はいよいよ景気が低迷しておる関係で全国的な中で国家財政を言われ、地方財政を言われ、避けて通れないのが行政改革だと思っております。

せんだって、六月議会に浜田市長が、人員削減のみが行革ではありません、構造改革もありますというようなお話もございましたが、具体的な中身はまだわかりませんが、いずれにしてもぼちぼち大手術をしないと、いわゆる団塊の時代に突入して、退職金だけでも二十億を越えるというような時期がやがてまいります。それに備えるわけではないけれども、住民サービスを低下させないためには、何としても行財政改革を推進しなければならない。

そこで、たくさん問題を議会から提案されておりますが、できるものから着実に手をつけていただきたいと思うし、もうテーマについては一々申し上げませんが、議員も執行部もわかり過ぎるくらいわかっておるはずですが、ただ、そこで議会はいろんな工夫をしました。定数三十六から、議員の定数を五人減らして三十一。新しい議員定数三十四から見ても三人減している。そして、我々議員の年金と市の職員の退職金を一緒に考えるのがいいのか悪いのかわかりませんが、我々は、ことし三月にやめた議員よりもすでに一〇%カットが決定しております。そして、ことし当選した議員からは二〇%カット、こういうように厳しい時代が来ております。同時に、国民においては介護保険等々も発足したけれども、これも重大なピンチに陥ろうとしている。日本の再生が見えてこない。こういう時期であるだけに、ラクテンチの問題を例に出して失礼ですけれども、ボーナスは一銭もない、退職金も一銭もない。こういう厳しい世相が一方にある中で、市の職員が一人当たり二千九百万前後の退職金。だれが見ても、うらやましくてしょうがないと思うのです。

そこで、浜田市長におかれましては重大な決心をされておるとおもいますけれども、やれば金は相当浮いてくるとおもいます。荒金市政のときは、千八百人を超える膨大な職員を抱えておったのが、現在では施設がふえたにもかかわらず千三百幾らに節減されてきた。もちろん雇員、嘱託、いろいろ職員以外の方の応援も得ておりますが、かなりの節約態勢には入っておりますけれども、さらに事態が深刻化するのには目に見えておる。税収が落ちる、国の補助金が落ちる、団塊の時代の退職金はふえる。両攻めに遭う。だれが見ても、この

まま行けるわけがないのです。それだけに今後、審議会、協議会がるる開かれて答申されるわけですけれども、重大な決意を持って臨んでいただきたい。

今、私が民間と議員の例をとりましたけれども、市の職員の退職金、これは平成七年か九年かに決定しているようですが、これも世相を反映してメスを入れるべきだと私は考えますので、何かの参考にして行財政改革の一角で研究していただきたい。

まだ言いたいことはたくさんありますけれども、個々については触れませんが、相当の決意と組合の協力を得ないと、市民の期待するほどにはなかなか到達しにくいのではないかと思います。

私が市内を回って言われたことは、議員定数をまだ減らしてもいいのではないかと考えた人がある。それには私はあえて答えませんが、一番喜ぶのは市長さんでしょう。私は、議員定数を極端に減らすことには反対です。なぜならば、市民の声が届く窓口が議員だと思っておりますから、余り減らすことについてはいかがなものかなと思っておりますが、市民はいろいろ考えております。市の職員さんが考える以上に市民は苦勞しているから、それだけの反応、反感、羨望、たくさんあります。今後の検討課題として十二分に心してやってほしいということをお願いして、終わります。

○議長（清成宣明君） 答弁は、特によろしいですね。

○三十一番（村田政弘君） なければ、なくていいです。

○二十一番（永井 正君） それでは、議第五十六号別府市職員退職手当基金条例及び一般会計補正予算で退職手当基金積立金三億円を計上している部分について、若干の質問をさせていただきます。

実は五年前の平成十年九月議会で、大分市の、その当時新聞に出ておりました、「目前に迫る大分市、大量退職時代」ということで、「市財政の圧迫要因になる退職金問題」という新聞が出ておまして、そのころ、十年九月議会で、平成十九年度から二十一年度に迎える別府市の大量定年退職者の発生に備えて、市としての対応について一般質問で取り上げた経緯があります。その折、市当局から、将来に備えて基金制度を含め対応策を検討するとの御答弁をいただきました。その後も複数の議員がこの点に関しまして一般質問で取り上げております。今回、やっと永年の懸案が日の目を見たという感じで、大変うれしく思っております。

さて、この問題ですが、基金設置及び今後の運用等の概要について質問をしたいと思います。

まず最初に、平年の退職金支出額はどの程度あるのか。また、今後十年間の退職予定者数と退職金の見込額。特にピークとなる平成十九年度、これは昭和二十二年生まれぐらいですけれども、この十九年度から二十一年度の退職者数と退職金額、そして平年ベースとの差について御質問をいたします。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

過去の平均退職数、金額でございますが、過去三年度、十二年度から四年度の三年度でございますが、退職者総数は百四十七人、退職金総額は四十億四千七百六十九万二千元でございます。平均いたしますと、退職者は四十九人、平均の退職金総額は十三億四千九百二十三万一千円で、約十三億五千万の支出となっております。

続きまして、今後十年間の退職者・金額見込みでございます。平成十五年度から二十四年度の十年間で、退職予定者総数は四百六十九人、退職金につきましては、現在予算で上げております一人当たり二千九百万と計算しまして、退職金総額は百三十六億百万円と推計されます。ピーク時の退職者並びに退職金でございますが、平成十九年度から二十一年度、退職予定者総数は百九十九人、退職金総額は五十七億七千百万円、これも一人当たり二千九百万として計算させていただいております。平年ベースが約十三億五千万円と仮定しまして、ピーク時との差でございますが、全体金額として十七億二千百万程度。この三年間の平均として約五億七千万程度の追加の退職金を要する見込みとなっております。

○二十一番（永井 正君） これは、退職金の支出をできるだけ財源を平準化していこうという考え方がこの基金設置にあるというふうに理解をしておりますが、こういう理解でよいのかどうか。それからまた基金設置の目的について、もう一度説明をお願いいたします。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

基金の設置の目的でございますが、提案説明の中でもございましたように、今後の退職予定者の増加、ピーク時は平成十九年度から二十一年度となるわけでございますが、その時期に後年度の事業に充てる財源への影響を一定程度緩和することが目的でございます。そのために、財源を平準化する必要があると考えているものでございます。

なお、別府市を除く県下十市の中では、七市がこの退職基金を設置しております。また、参考となりますが、民間においても、退職給与引当金や商工会議所等による退職金共済制度がございます。

○二十一番（永井 正君） 基金に今後どの程度積み立てていく予定なのか、また、年度ごとの予定額を御答弁をお願いいたします。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

人事当局としましては、今後の退職金支出や十九年度からのピーク時の退職金を考えますと、今回三億円を積み立てるよう予算議案をお願いしておりますが、ピーク時までには十億程度を積み立てることができれば、提案説明において御説明しておりますように、ピーク時の事業に充てる財源への影響を一定程度緩和できるのではないかと考えております。

○二十一番（永井 正君） では、この積み立ての財源はどこにあるのか、基本的な考え方を聞かせください。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

財源の手だてにつきましては財政当局との協議ということになりますが、極力市民サービスに影響の出ない形の中で、例えばでございますが、昨年度のように賃金がマイナス改定になった場合、また、本年度においても人事院勧告においてマイナス改定が勧告されております。その他、職員数を減少しております。それらの人件費減額を含め、行政経費の効率的な運用の結果生ずる経費の範囲内で、市全体の財政運営の関係で財政当局と十分協議の上、目標額をできるだけ積み立てるよう努力いたしたいと考えております。

○二十一番（永井 正君） 今、御答弁でございました人件費の減ということでございますけれども、これはあくまでも予定であります。当初からそのような形での減額分を当てにして積み立てるということは、問題にはならないのでしょうか。御答弁願います。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

現行職員数につきましては、行財政改革の着実な実施に伴い減少しております。今後も方向としては、職員数は減少していかざるを得ないものと考えております。その差、新陳代謝の差、そして昨年もですが、先ほど申しましたように、人事院勧告でマイナス改定が本年も出されております。そのような経費の差。また、さらに行財政改革を真摯に進めていく中で出てきた経費などの範囲内で、ほかへの財源充当が必要な場合もあるかとは思いますが、財政当局と協議の上、できるだけ目標金額を積み立てていきたいと考えております。

○二十一番（永井 正君） 平成十九年度から二十一年度、この三年間が退職金の所要額が突出する特別の期間であります。いわば非常事態ということでございます。とすれば、この非常事態に対処する施策としてこの条例を位置づけられないか。すなわち時限条例、時限条例としたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

今回の基金設置の主たる目的は、当面のピーク時における財源平準化を考えていかないと、ほかの事業への影響が著しくなってしまうかという点でございます。そのような観点からいたしますと、議員が御指摘の時限立法的なものという考えもあるかと思えます。しかし、今後何らかの事情により大量の勧奨退職希望者が出て、一時的に退職金支出が難しいという事態が考えられないこともないというふうに思えます。また、そのようなときの基金の額でございますが、どのくらいあればいいかというものにつきましては、実態として積立金額、基金残高等につきましては、議会の方に予算議案という形で協議させていただき仕組みになっておりますので、現時点では時限的なものとは考えておりません。また県下設置市でも、基金を設置している中で時限として基金条例をつくっているところはございませんので、よろしく御理解をお願いいたします。

○二十一番（永井 正君） 十五年度、本年度ですが、この十五年度から目標として十億

円程度積み立てる計画のようですけれども、この金額を年度当初から当初予算として予算化したらどうかと思いますが、財政課長いかがですかね、この辺は。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

大変ありがたい御提言でございますが、将来の事業がどうなるか、全体の財源対策が明らかにならない状況の中では、職員数の減等による行財政改革の実績を限度額としながら、その時点での財源総額の中から、できるだけ目標金額を積み立てるよう努力していきたいと思っております。

なお、他の一般的な基金におきましても、当初から積立金を予算化しておりません。

○二十一番（永井 正君） 折衷案として、各年度所要額のうち、一定額を当初予算化して、あとの不足分を行政諸経費の執行の効率化努力による減額分から補てんをするという案はどうかと思います。地方財政理論からいっても、必要な経費を予算化するのは、これは当然なことでありまして、所要額の一定額を予算化することは、この基金を正当性、成果の確実性を担保する意味においても必要なことではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

当初予算での積み立てにつきましては、当初予算そのものの財源、例えば税收等が、予測に基づいている点等から、財源の確固たる裏づけがございません。そういう状況の中で基金積み立て財源を確保することは、非常に難しいと考えております。しかしながら、人件費等の見込みがほぼ確定しますのは、十二月及びまた三月、そのころになりますと、全体の財源把握とあわせて基金積み立てを目標額にできるだけ近づけるように行っていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○二十一番（永井 正君） 行政の運営に当たって肝要なことは、必要な経費は正当に予算化して行政の肅々たる執行を期すことであるというふうに思っております。この際、市民の目やその他の条件に遠慮して実行をためらうようなことがあってはならないと思います。このようなことを「大衆迎合主義」といって、行政当局は最も戒むべきことであろうというふうに確信をいたしております。五年前にこの点につきまして質問したときに、ちょうど亀川出張所の方で「煮炊き事件」があったというようなことを、五年前に一般質問で言っております。「民間の苦勞をしり目に」という見出しで、大きく報道をその当時されました。

この「Dファイル」、これは六月号ですけれども、市民の相談、すぐ対応、芦屋市に「お困りです課」という課ができたそうでございます。県や警察などが担当する相談も、問い合わせ先をそういうような県とか警察の関係でも相談先を案内するというような課だそうでございますけれども、昨日ですか、現場の声を聞かせてということで、市行革推進本部、浜田市長が、スリムで効率的な組織に変えつつ、市民サービスの向上を図るために

機構改革の推進が不可欠として、職員の意識改革に努めているというふうなことが、昨日の新聞で報道されておりました。市民のニーズにこたえて行政のスリム化に努めて、しっかりとした行政運営をやっていけば、必ず市民は理解をしてくれるということを申し添えまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○二十六番（原 克実君） 今いろいろと質疑がございましたけれども、私は、今回計上されました一般会計補正予算について、若干質問をしていきたいと思えます。

前置きは、一応私は述べません。今回の予算の中から一、二点だけ言わせていただきたいと思えます。今回の予算は七億七千万ですが、ほぼ今回は職員の退職手当の基金、それから基金の積み立ての追加額、財政調整基金、それから児童福祉施設の建設に要する経費、この部分がほぼ今回の補正予算で大半を占めていると言っても過言ではないかなと思っております。この中で、今回の上程議案の中で特に商工関係の分からちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

五十七号別府市特別小口融資損失補償の条例の廃止について、それから五十八号の別府市小規模振興に伴う勤労者貸付金条例の廃止について。この部分から説明をお願いしたいと思えます。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

議第五十七号の別府市特別小口融資損失補償条例の廃止について、御説明いたします。この別府市特別小口融資損失補償条例は、中小企業を対象としました別府市の融資制度の一つでございます。この特別小口融資の内容でございますが、融資限度額は二百万円、償還期間は三年、融資利率は年二・七％、信用保証料は一・二一％となっております。また、この融資の資金の用途につきましても、運転資金のみとなっております。

これに対しまして、現在最も借り入れの多い中小企業合理化資金につきましては、融資限度額が一千万円、償還期間は十年、融資利率につきましては、年一・八％となっております。また、信用保証料につきましては、全額別府市の負担ということになっております。また、この合理化資金の用途につきましては、運転資金また設備資金ともに使えるものとなっております。今回の特別小口融資よりも大変有利な制度融資となっております。融資実績におきましても、この特別小口融資制度につきましては、平成七年度から全くない状態となっております。昨年三月に実施されました市の監査におきましても、時代のニーズに合わない融資制度につきましては、整備統合するようという御指摘も受けておりますので、今回、特別小口融資について廃止しようとするものでございます。（発言する者あり）

○商工課長（中野義幸君） 大変申しわけありません。議第五十八号の勤労者貸付金条例の廃止でございますが、この分につきましては、別府市小企業振興に伴う勤労者貸付金条例の融資につきましては、現在、別府市の小企業に勤務しております勤労者を対象にして

おります。貸付金の用途につきましては、災害復旧、病気、冠婚葬祭、また教育資金となっております。貸し付け限度額につきましては四十万円、償還期間は二年六カ月、利息は年六％となっております。低金利が続いております現在の経済状況に照らし合わせてみても、少し高い金利と認識いたしております。

今回、この条例の廃止につきまして議決をいただくことになりましたら、新しく現在のニーズに合った別府市勤労者生活安定資金貸し付け要綱につきまして制定したいと考えております。この新しい勤労者の貸付金制度は、貸し付けの種類につきましては、これまでとほぼ同様の内容となっておりますけれども、貸し付け限度額は五十万円、償還期間は三十万円までが三年、そして三十万円を超えて五十万円までが五年となっております。また、新しい貸し付け制度によります利息につきましては、年三％程度を予定しております。これまでの六％に比較しますと、借りる側にとりまして有利な貸し付け制度となっております。この新しい勤労者向けの融資制度を新設しまして、時代のニーズに合わない古い融資制度を廃止しようとするものでございます。

○二十六番（原 克実君） 今回、古い貸し付け制度を廃止して、新しい制度を設置するという事は、これは非常に喜ばしいことだと思っております。商工行政につきまして、貸し付け制度について議会でも何度も論議されてきましたけれども、今、非常に経済の低迷の中で資金不足に悩む中小企業の方がたくさんおられます。こういう合理化資金をよりいい制度に改革をし、また、今政府でも借りがえ制度を非常に大きく取り上げながら、全国で二十二万件からの借りがえ制度を利用している中小企業がたくさんおられて、経営の安定化に努めているということをおっしゃっております。

別府市も、さらにこの合理化制度をより深く経営の安定のために借りがえができるような制度を設けながら、別府市の中小企業救済のために、ひとつ商工課は頑張ってくださいなと、このように思います。この制度ができるということは、非常に喜ばしいことだと思っております。

それから、もう一つ五十八号ですけれども、今まで勤労者貸付金ということでありました。ところが、非常にこれは利用率が少なかった。そして借りにくい制度でもあったということから、今回金利も下げて、借りる期間も長くしてやったということは、非常にいい制度だと思っております。ただ、これが今まで別府市の商工課の窓口の貸し付け制度に載ってなかった、融資制度の制度の中に載ってなかったというのを、非常に私は懸念を持っておりました。ですから、今回この新しい制度ができ上がったならば、今までの別府市中小企業者向けの貸し付け制度の中の位置づけとして、中小企業に働く皆さんの福祉、それからさまざまな問題で貸し付けできる制度として利用できるような方法を考えていただきたい、このように思います。今までは、どちらかといえば小口融資は借りにくかった制度と思っております。今度の勤労者貸付金の制度が、よりよくなって借りやすく、それから



払いやすい制度、これが私は大事なことで思っておりますので、ぜひそのような方法でお願いをいたしたいと思っております。この制度につきましては、大変ありがとうございました。いい方向で市民福祉のために、そしてまた働く企業者の安定のためにできたいい制度だと思っております。

ただ、以前の制度は零細企業が対象で、大体四名から五名程度の家内企業を対象とした貸し付け制度でありました。今回、中小企業貸し付け制度となりますと、課長さん、どのあたりまでの範囲を「中小企業」と言われるのか。そして、今回の勤労者生活安定資金の貸し付けですか、どこまでの範囲の企業を対象にしているのか、最後にお知らせいただきたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、今回、廃止をお願いしております条例につきましては、四、五名程度の小企業を前提としておりましたが、今回につきましては、二百名程度の中小企業に対しましても、勤める勤労者に対しましても一応対象というように考えております。

○二十六番（原 克実君） そうしますと、大体別府市の現在の企業は、ほぼこの貸し付け対象になると考えてよろしいでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えします。

議員さんの、おっしゃるとおりでございます。

○二十六番（原 克実君） ありがとうございました。全市民そしてまた中小零細企業で働く人たちの貸し付け制度ということで、これが拡大できたということは非常に喜ばしいことだと思っておりますので、あとは、どのようにこの制度を市民の皆さんに周知徹底するか。先ほど言いましたように、融資制度のパンフレットの中にきちっとした位置づけを示していただきたいと思っております。これは、前の議会でも私が指摘しましたように、大分は、以前から中小企業貸付金制度の中に位置づけて勤労者向けの貸し付けをちゃんとやっておったのです。別府だけは、これを分離させております。ですから、非常に借りにくく、わかりにくい制度だった。今回は、借りやすく、払いやすい制度になったということは喜ばしいことだと思っておりますので、ひとつその点を考慮して、またやっていただきたい、このように思います。

では、次にお伺いします。補正予算の十八ページ、児童健全育成に要する経費、二百六十八万五千円計上されております。それと、あわせて児童福祉施設建設に要する経費二億四百三十九万九千円が計上されておりますが、この内容から説明をお願いしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、児童健全育成に要する経費ということで、二百六十八万五千円を計上いたしております。これにつきましては、去る七月九日、国におきまして次世代育成対策支援推進法というものが成立をいたしました。こういう中で、平成十七年度から十カ年の行動計画を

実施するというものでございます。これは、少子化に歯どめをかけるということから、これまで新エンゼルプラン、平成十六年度までで終了いたしますが、これにかわる行動計画というものでございます。平成十六年度におきまして、都道府県そしてまた市町村、一般企業に対しまして、この行動計画を策定することが義務づけられるためのニーズ調査ということでございます。私ども別府市におきましては、大分県の共同ニーズ調査ということで、全市町村、県の方がまとめてという形での委託を考えております。サンプル数につきましては、未就学児につきまして千八百名、小学生におきまして千七百名、計三千五百名の保護者に対してのニーズ調査を行いたいというふうに考えております。

また、西部地域におきましては、去る八月二十一日に調査会を開催し御説明をさせていただきましたが、公立保育所再編計画という中で、公立保育所のスリム化とあわせて保育所の民営化等々がございますが、そういう中で南部・北部・西部の拠点施設ということで、西部地域に施設を建設する。鶴見保育所を新築移転いたしまして、児童館、支援センター等、多機能を有する施設をする、用地取得にかかる費用を今回計上をさせていただいたところでございます。

○二十六番（原 克実君） この次世代育成支援ニーズ調査、これは平成十七年度から十カ年計画で始まりますね。そうしますと、この調査を大体いつごろまでに終了する予定なのか、その点からお答え願います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

調査につきましては、今年度中に調査を終えまして来年度からこの策定に入るわけですが、エンゼルプラン同様にこれは全庁体制で取り組まなければならないというふうに思っておりますし、私どもがまた窓口になるうかと思えますけれども、新年度に向けて取り組みをしていきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） このことにつきましては、私たちも現在、連立与党の中でこの保育行政については、厚生労働省を中心にいろんな形で関与してきております。別府市の新エンゼルプランは、国の予定よりも大体一年おくれで提示して、平成十七年度を終了をめどにしております。今回のこの支援ニーズの調査について、次世代の分は平成十七年度からスタートですから、別府市は当然それに今のエンゼルプランと競合する面が多々出てくると思えますけれども、私が今まで児童家庭課の方に言っておりましたのは、先ほど課長が言いましたように、「全庁体制で臨む」という言葉は言えますけれども、実際はなかなか全庁体制ができない。この全庁体制を含めた今後民間企業との協力度合い、これがこの本来の十カ年戦略の一つの大きな決め手になりますので、これの調査それからまたそういう組織体制、これをしっかりしないと、結果的にはこれは絵にかいたもちになってしまう恐れが出てくるのです。ですから今回この調査を踏まえた上で全庁体制と、それにかかわるいろんな民間企業の協力体制をきちとした形で今回はやっていただきたいと思

います。

もう一つの児童福祉施設の建設に要する経費、これは二億四百万ほど計上されておりますが、ほとんどが用地買収ということでございます。今回、調査会がありましたので、私も傍聴させていただきましたけれども、大体この建設用地の買収、それから今後、設計の委託を含めて、どの程度の規模の建設費が予定されているのか、その点からお尋ねしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この施設につきましては、今年度御提案を申し上げましたのは、用地の取得費それから実施設計等の関連経費ということでございます。来年度工事着工いたしまして、平成十七年度の開所予定ということで、総事業費で申し上げますと、用地費を含めてでございますが、約六億七千万という事業費でございます。

○二十六番（原 克実君） 児童福祉施設で六億七千万といたしますと、用地買収も含めてですけれども、これは別府の子育て支援センターとしては最大規模という、県下でも恐らく例を見ないような施設になると思います。こういう施設ができると、ハードの面で施設ができるということも望ましいですけれども、やはり一番の問題は、いかに子供さんを産み育てやすい環境づくりをするかということが一番大事でございますので、ソフトの面もやはり今後、エンゼルプランの中でひとつ推進をしていただきたい、このように思います。

ただ、私が一つ、調査会の中で傍聴させていただきながら感じたのは、別府は特に少子・高齢化、高齢化そして少子化、これは切って切り離せない問題があります。あの施設が、例えば用地を買収しまして、一億八千万ほどの用地買収が入っておりますが、建設費を入れますと六億七千万。これはすごい施設がやっぱりできるんじゃないかなと私は思います。ただ私は、そのとき、ただ単なる児童施設として考えるのではなくて、別府市が考えている総合基本計画の中で、できれば高齢者福祉と児童福祉とをある程度総合的に考えて、あそこに複合施設的なものができなかつたかなというのがありました。今回その用地の買収とかいろんな関係がありますから、果たして隣接できるかできないかということとはわかりませんが、ここにおられる議場の議員さんたちもある程度感じておった方もおられるかもしれません。今回できる建設用地の、直線で結びますと約百メートル斜め上には別府市扇山老人ホームがあります。平成十七年度にもしこの施設ができたとしたならば、児童施設と要するに老人施設の格差が、これまでも出てきて、これはもう市民の皆さんから見れば、では、児童福祉施設はこれだけ立派になったけれども、老人ホームはどうなるのかと。いろいろと今は、老人ホームでも行財政改革を含めて、またどのように民間委託するのがいいのか、直営方式にするのがいいか、どのような建てかえ方法をしたらいいのかと検討されているとは思いますが、私は、逆にいえば今回あの児童施設をあそこに建設するならば、老人福祉施設も含めた総合的な建設がやはりできなかつたらうかなというこ

とがありました。ただ児童施設に六億七千万かければいいということは私は考えておりませんし、やはり当然高齢者福祉も考えた中で別府市の今最も課題は、少子・高齢化です。

私もさきのいろんな検討委員会の中で、大分県も少子・高齢化対策特別委員会を設置した、別府もどうですか、議会が本来はこういうことも含めて政策提言をしてもいいのではないですか、別府市も要するに少子・高齢化特別委員会を設置したらどうですかという提案をしましたがけれども、結果的にはできませんでした。でも、私たちは考えてみれば、では何のために総合基本計画をやっているのか。やはり高齢者福祉それから少子化問題、いろんな行財政改革、それぞれの分野で皆さんが一生懸命やっていることはわかりますけれども、その相互性がないのですよ、すり合わせがない。だから、今回一つ基金の積み立て条例もできました。これはやっぱり行財政改革をする中でどうした位置づけであるかということが、一つは大きな基本にならなければいけない。そして、今度は児童福祉施設も建てる時は、全体的なやはり総合計画のバランスの中で高齢者福祉とのかかわり、そういうところも含めて私は施設の整備は行っていかなければならなかったのではないかなと思いました。ですから、ちょっと調査会を傍聴させていただいて、その少子化が起こっている原点、このあたりも含めて考えたときには、ほんの百メートル斜め上にある扇山老人ホームも含めた、視野に入れた対策を考えるべきではなかったかなと思いますが、その点はいかがですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、議員さんが言われました複合施設の件でございますが、それぞれ補助事業で建設する関係がありました。この土地、西別府病院の土地でございますが、探した土地の五件目がやっと買えるようになったと。そうしますと、今度、児童福祉の方の保育所を建てる補助金の申請、その問題もあります。それから今度、老人ホームをそれに一緒に併設して建てようとする場合には、その補助金の申請、県でいえば高齢者福祉課になるのですが、それが合わない、そういうことが一件ありました。それから、老人ホームの件は現在いつ補助金がつくのかという問題を県と協議をしております。十六年、十七年は難しいのではないかという話がありまして、その補助金がつくという年度におきまして、うちの方は話を進めていきたい。そういうことで、まだはっきり老人ホームの件は、補助金がつかないということもありますので決定しておりません。できるだけ早目に県と協議をして、発表する段階に持っていきたいというふうに考えております。

○二十六番（原 克実君） 今、部長が説明しましたけれども、複合施設のあり方というものをおなたたちは研究をしていない。それは当然、老人ホームの件は高齢者福祉になります。今回の場合は児童福祉になりますから、それぞれの施設の異なることはわかっています。でも、同じ厚生労働省です。その中で施設の整備の仕方というのがあるのですよ、ある。だから、もうよその市町村は、複合施設で十分建設しているところがあるのですよ。

だから、あなたたちは自分たちの考えだけで物事を進めようとしておるから、そういう結果になる。地方のあり方というものを考えたことがあるのですか。地方分権をよく考えて、地方は地方のあり方を考えてやはり取り組まなければいけない。別府は、特に大分県下でも出生率が低下している、高齢化率が上がっている。一番その根本的な、基本的なものを考えてやはり施設づくりはせねばいかぬということなのです。

だから、この扇山老人ホームのことは、今回は私は、議案にないから深く言うつもりはありませんけれども、せっかくこれだけの児童施設ができるわけです。その児童施設の百メートル斜め上に一直線で結べば百メートルですよ。そこに老人福祉施設があって、あの状況は、皆さんが一様に言われることは、もう今のは住めるような環境ではない、劣悪な生活環境だと言われているのです。もう五年も十年も十五年もこれは論議されているものが一向に進まなくて、今度はエンゼルプラン、エンゼルプラン、確かに阿南課長は、ものすごく努力をしております。組合対策も含めてそれはものすごい努力。ですから、児童福祉が急激に前進したのは、やはり私は阿南課長の手腕だと思っております。ところが、片一方老人福祉のは、いつも論議されておるのです。ここにおける議場の皆さんも何度もやはり、どうするのですか、どういう形であれを検討するのですかと。もう五年も十年もかかりながら、できない。だから、もし私が言いたいのは、その複合施設がどうこうと今言うわけではないけれども、そういうことも前向きに検討した中で、場所それから用地買収の面積、そういうことを考える必要もあったと思います。隣接すればいいのですから、別に施設は施設で補助対象は別にできるわけですから、私はそういうことも考えていただきたかったなと、このように思います。もしあれが平成十七年にできたときの扇山老人ホームのあり方が、また恐らく私はいろんな形で論議されてくると思います。ですから、今のうちからそういうことを含めて、私は、総合計画の中で別府市全体の施設のあり方というものを論議してほしかったなということがありますので、ぜひそのあたりを、もうあなた、二、三年またかけて論議をしますとか検討しますとか、悠長なことを言っておれないと思います。だから、そういう施設をつくるための行財政改革であり、市長が言われるような市民サービスの向上、これをどういうふうにしていくか、そして、よりよいまちづくりをどうしていくか。だから、今はどちらかといえば、市長はかけ声だけなのですよ。かけ声だけではだめです。それを実践に移さなければいかんわけですから、きちっとした形で市長も提案理由の説明でも述べているように、また予算を計上するときにも、その裏づけがきちとなされているかいないかということが大きな基本になると私は思いますので、今後その点を含めてぜひ施設の整備、そしてまた市民生活の向上、よりよいまちづくり、いろんな形でやっていただきたいということを希望して、議案質疑を終わらせていただきたいと思います。

○十二番（池田康雄君） 私は、仮称別府市北部コミュニティーセンターというものに、

今回六千万円の補助金が上がっております、その件につきましてお尋ねしてまいりたいと思いますが、この亀川といいますか、平田町のある場所に建物が建つ、そして、それは六月に着工するのだというようなことがマスコミに流れて、それが紆余曲折しながら、市が補助金を社会福祉協議会に出そう、そして、その運営を推進していこうというまでにたどり着いたのだと思うのですが、本当に市が補助金を出すまでの段階に、その北部地区コミュニティセンターという部分が、より市民のためになる、よい方向で進められてきているのか若干不安な部分がありますので、その辺を確認させていただきたいと思います。

ことわっておきますが、私は、あの北部地区というのは非常に恵まれてない地域なので、こういうものができて北部地区の人たちが、いろんな意味で有効利用できるものを歓迎しております。であるがゆえによりよいもの、せっかくつくっていただけるのなら、限られた予算の中ではありますが、よりよいものをつくってほしいというように考えておるわけですが、現在、市が六千万円を補助して建てようとしているこのコミュニティセンターは、どういうところまで進捗しておるのですか。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

答弁をする前に、一言おわびを申し上げさせていただきます。

今回上程いたしました仮称北部コミュニティセンターの建設の補助金六千万円につきましては、総事業費三億六千万円のうち、六分の一の金額でございます。市から実施主体の別府市社会福祉協議会に補助するために計上させていただきましたが、これまでいろんな経緯があったとはいえ、具体的にお示しするのは今議会が最初ということであるにもかかわらず、すでにコミュニティセンター建設を前提に建設予定地の決定、また地元説明会等々、いろんな事情があったにせよ順序が逆になったことにつきまして、議会に対しまして心からおわびを申し上げます。

それでは、お答え申し上げます。

今、議員さん御指摘のこの事業でございますけれども、この事業の目的でございます。この北部コミュニティセンター、仮称でございますが、競輪場周辺対策事業の一環でございます。主に競輪場周辺住民の福祉の向上等公益の増進、また競輪事業の推進に資するためというのが設立の目的でございます。

このコミュニティセンターの必要性でございますけれども、競輪事業を運営していく上で、開催日等に競輪場周辺の住民にいろんな面、交通渋滞また不法駐車、駐車場の問題等でいろんな御迷惑をおかけしている、こういうことを踏まえながら、競輪事業に御理解をいただくという意味をこめて、地域住民より要望のありました地域交流の場となる福祉施設の建設をし、地域に還元するものと認識をいたしておりますが、我々も、これから計画でございますけれども、まだ設計図等ができ上がっていませんが、今、議員の御指摘のありました、地域の皆さんが喜ばれるような、そこから交流の場となるような施設を考え

ていきたいと考えております。

○十二番（池田康雄君） 基本理念は、せっかく建てるのですから地域の方に喜ばれるというふうなことを言っていただけなのですが、やっぱりどうしても心配なのは、ふたを開けたらそうはなっていないかと。ふたを開けてしまって、またいろいろな不平不満が出るということが、非常にそれに補助金を出した市というものの責任もやっぱり大きく問われていくことにほかならんわけでありますから、事前に幾つか押さえておきたいのです。

第二回の厚生委員会の調査会の席上で説明した資料を私がいただいた中に、今回、コミュニティセンターを建てようとする当面の敷地は、南北に三十六メートル、東西に六十五メートルほどの長方形のきれいな土地でありますね。その一部を使用して今度コミュニティセンターに使うのだと、この「一部」というところはということなのか。私たち北部地域でそこを利用する者としては、そういう目的であります福祉・文化・地域交流等の拠点として、その場所が使われるものだという認識にもうすでになっているのだと思うのです。そこにはある建物が建ち、三階建てのある建物が建ち、そして、その残りの空間は、それなりのお年寄りや子供たちのそれこそ交流の拠点となるような空間としての利用がなされるのではないかと、なされるに違いないというように認識しておるわけであります。もともとあの土地は、今回、福祉協議会が借り受けるといような形になるのかどうなるのかわかりませんが、競輪事業課が、競輪の駐車場用地として確保した土地であることは、また一方で購入時点の事実だと思っておりますから、競輪事業課は競輪事業課の思惑なり立場なりもあつたりするのではないかとと思いますが、そのところが、私は、きれいに整理されんまま物事というのが進んでおれば、それは非常にまずい、おかしいというふうに考えるわけなので、もう六千万は市が補助をする、社会福祉協議会がすることはよくわからんという部分ではないだろうと思うんで、競輪事業課がもともと持っていた土地のその大半を、大半というか、ほとんどすべてを福祉協議会に貸して、ただ競輪事業課として時折使用する場所としての駐車場スペースというものを、きちりとその空間の中で保障していくということだけがある条件にしながら、基本的にはその大半を競輪事業の一つの推進という側面から、北部地区の方々に提供するというような認識でよろしいのですかね。ちょっと僕は言葉が足りんかったらまた後で補いますが、福祉部長、それでいいのですか。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

議員さんが今御指摘の、敷地の利用でございます。現在の土地は、議員さん御指摘のとおり、競輪事業課の普通財産ということでございますが、この一年間は、工事のために二千三百八十平方メートルございますが、全部を社会福祉協議会が無償で工事期間だけお借りします。その後、この施設の敷地として全部か一部かという話は、設計等ができた時点

で協議をしていきたいと考えていますけれども、競輪事業課の駐車場等のこともございます。今御指摘のありました件でございますけれども、そういうのがありますので、共用ということをにらみながら方向性を出していきたいと考えております。

またこの事業は、先ほど申し上げましたけれども、三億六千万円の総事業費に対しまして、記念財団から三億円、また市から社会福祉協議会に六千万円補助をするということで決定通知を記念財団の方からもいただいております。この補助申請の際に事業計画を付して申請をいたしておりますが、その内容でございます。その内容が、建築費にほとんど約三億三千六百万円、それからエレベーターの設置費に一千四百万円、敷地の造成費、これが敷地の利用の分だと思っておりますけれども、これが八百七十万円という内容でございますけれども、この計画では、議員御指摘のとおり建物部分を重視いたしております。しかし、補助金交付決定通知に幾らかの変更交付も、これからあっても認めるということをお聞きいたしておりますので、今後、基本設計ができ実施設計に入る前に行います地元説明会の折に、ただいま議員から御指摘のありました件、それからまた住民の御意見等を参考にいたしまして、できる限り地元のニーズにおこたえしていきたいと考えております。

○十二番（池田康雄君） そう言うから、また僕は黙って聞き過ぎせんところになるので、そう言ってほしくなかったのですが、言ってしまったから、僕も聞いてしまったから話すのですが、まず二点。

一つは、一年間は借り受けて、そして工事、それから全面を使って、その後一年間、一年間というのは何のためかといったら、工事のためですよ。工事をするのにその建物をどこにどのように建てるかというのが、限られたスペースがあって初めて建物はここに建てて、あるいはこのように建てて、この空間はこのように利用しようという発想が出てくるのであって、一年間工事を全面借りてつくる。その後でどこまで借りるのかというような、そんなむちゃくちゃな子供だましのことでは、物事を進めておるそういうものに六千万円を使おうとしておるの。そうではないと思いますよ。そして、そうであってほしくない。やっぱりもともと競輪事業というものの、地域の方への迷惑というものの代替の中で、少なくとも競輪事業があって、若干の迷惑はかかるけれども、しかし、いいものを建てて生活に潤いができるような空間を提供してくれたというようなことで、競輪事業課を統括する観光経済部もその問題については最大限協力できる部分を協力するという姿勢に疑いないわけだと思うのです。たまたま担当は福祉部がしておりますけれども、社会福祉協議会の関係があるがゆえに。だけれども、その精神は、北部地区の方々にその土地を有効利用しながら、そしてそこに一部建物を建てながら、その空間の中でどういうコミュニティーのセンター的な空間をつくり上げるかというようなことで物事を進められておる。そして、何か今、次長は、また八百万円の数字を思い出したようにおっしゃいましたか……。言わなかった。聞き違い……。 （「聞き違い」と呼ぶ者あり）。ああ、それなら聞かなかったと



いうことにしましょう、もういい。それはいいですが、敷地のところの造成というのは、建物を建てる時には、その造成をしてから建物が建ち上がるのであって、その建物以外の土地の造成部分というものの費用には、こういうものは当初から計算されてないということだけは認識しておってもらわんと、何かここに造成費があるから、そういうもので建物以外のところにも金をつぎ込むように用意しておるのだというような、もし見方をする人がおれば、それはおかしいですよ。

要は、三十六メートル掛け六十五メートルの、基本的には全面がコミュニティーの空間として利用して検討する。ただし条件として、競輪事業課というもののそれなりの立場もあり条件もあるでしょうから、そこだけはその空間の中でしっかりと確保するということができればいいのでしょうか。そういうような方向で話を今後進めていくがゆえに、別府市としても、それはいいことだということで六千万を補助金として出す。何かそのあたりが、福祉部長さんはもやもやされておって答えがうまく返ってこんののですが、観光経済部長、それでよろしいのですか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

十二番議員さんがおっしゃったとおりで、残地といいますが、土地がありましたら、現在もいろいろのを使っております。ビッグレース以外であれば、地区住民の方に有効に利用させるべきだと考えております。

○十二番（池田康雄君） そのところ、せっかく別府市が六千万円の補助金を出して、北部地区の皆さんによりいいものをと提供するということの基本が、どこかでぐちぐちゆとゆがんで、何かできたものが、言葉は悪いですが、ちゃちなものになってしまうということのないようにだけ、せっかくやるのですから、喜ばれるものを最大限、さっき次長もおっしゃってくれましたけれども、そのところの根っこのところだけを見失わないようにこの問題に取り組んで、その六千万円の補助金が本当に有効に使われたなという実感が持てるような、そういうような取り組みをしていただきたいということを要望して、終わります。

○二十四番（泉 武弘君） 先ほどの退職金の基金条例に対する議員の提言の中で、総計予算主義に基づいて当初予算で退職金を上げるべきではないか、基金を上げるべきではないかという御意見がありました。これは、私は相当慎重にすべきだという考え方を持っています。基金条例設置について、私は過ぐる議会で、今後十年間におけるところの退職金が、かつてない膨大なものになる、したがって、年度間調整の中で基金をつくって退職金の財源確保を図ってはどうかという提言をいたしたわけでございますけれども、この趣旨は、取り違えてほしくないことは、基金条例をつくって他の市民関連予算に影響がないような配慮を年度間で調整すべきである、こういう趣旨で私は申し上げたわけです。

したがって、きょうは、この問題について多くは申しませんけれども、今、市の職員

と民間の労働者の間において初任給さらには賃金そして給与、退職手当等の間に大きな乖離を見ることができるところです。これらの問題を同時に問題解決の方向に併進しなければ、基金確保ということを出したならば、市民の反発を招くことは必至なのです。そこらで同時に解決されるような併進する行政を進めていただきたいと思います。この基金については、あくまでも行政努力の中で冗費を財源としてする、これを前提とするように強く要望いたしておきたい、この機会に申し上げておきたいと思っております。この問題は、このくらいにしておきます。

さて、水道事業の決算の報告を受ける時期になりますと、大変憂うつな気分に残念がらなってきます。今年度の十四年度水道事業会計決算審査意見書を拝見しましても、なぜなんだ、なぜ他都市並みに別府市の水道局は経営ができないのか。こういう不満に似た、また懐疑に似たこういう気持ちを隠し切れないのは私ひとりではないと思っております。

ここに、平成九年度の値上げ時について水道事業の審査意見の中で述べている意見書があります。これを見ても、やはりこのように九年度の審査意見の中で、人件費と労働生産性についてこのように述べています。単に八年度を類団平均と比較した場合、職員一人当たりの労働生産性は、かなりこれを下回っている。今後とも労働生産性の向上に一層努められたい。翌年度の十年度の決算審査意見も全く同じ文言で締めくくられております。そして十四年。時移って十四年においても、今年度の審査意見の中では、労働生産性の確保等、企業の経営改善について思い切って取り組むべきだ、こういう提言をいたしておりますけれども、水道局において、ほかの市七十八市と比較して給水量さらには収益、こういう労働生産性を示す数値三項目が、七十八市に比べて約半分しかない。この現実。なぜ改善されないか、この点を明快に御答弁ください。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

この労働生産性につきましては、議員御指摘のとおり他の類似団体に比べて数値的に大変低い状態が続いておまして、改善されていないというのが現状でございます。では、この労働生産性を改善するためにはどうすればいいかということでございますが、これにつきましては、ただいま議員御指摘の、分子となります職員一人当たりの給水量それから営業収益、これをふやすことも一つの方策であります。最大のポイントは、分母となります職員の数、これが減少しない限りには、労働生産性を改善できない、このように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 労働生産性の基礎数値になります職員数、これが現在百四ですか。このほかに、さらに別府市の場合は嘱託・臨職というものが配置されていますね。他の都市に比べて正規職員の比率が高い上に、嘱託・臨時職員という者が配置されています。それらの嘱託・臨時職員の人員はいかほどなのか。これらの方々に払っている年間賃金は幾らなのか。ここらを御答弁いただくと同時に、今回指摘された労働生産性の改善の

ためには、正規職員の定数もさることながら、臨職・嘱託についても当然対応していかなければいけない。このことについて水道局としてどのような考えを持っているのか、御答弁ください。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

まず、嘱託職員の数でございますが、これにつきましては、平成九年度六名、十年度六名、十一年度七名、十二年度六名、十三年度四名、十四年度五名となっております。また、臨時職員の数につきましては、平成九年度十名、平成十年度十一名、平成十一年度十三名、平成十二年度十四名、平成十三年度十六名、平成十四年度が十三名、このようになっております。

そこで、現在の職員数につきましては、平成十四年度は百四名でございましたが、定年退職二名、勲奨退職一名ありましたので、三名減少して、現在では百一名となっております。今後の退職者数につきましては、平成二十四年度までには二十三名が退職をすることになっておりますので、このことも念頭に置きながら、組織機構の見直しと人員配置を検討する中で積極的な業務委託を取り入れまして、この労働生産性の改善に向けて努力をしまいたい、このように考えております。

また、臨時職員並びに嘱託職員の人数につきましても、この組織機構の見直しの中で改善を検討してまいりたい、このように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 今、次長あなたが御答弁いただいたような形では、類団並みに数値を上げよということになりますと、嘱託職員・臨時職員をどうするのかということが明確にならない限り、他都市に比べ労働生産性の分母になる百三という数字がある以上、来年度になっても再来年度になっても、別府市の労働生産性は、年次ごとに決算審査意見書の中では、「他都市並みに労働生産性を上げるように努力をするように」という意見がつく以外にないのです。これは、企業会計の中で二条に、「最少の経費で最大効果」ということが地方公営企業法の二条でうたわれていますね。これから見ていくなれば、分母である職員数・嘱託・臨職、これをどうするのかということが真剣に議論をされなければ、別府市の水道そのものの体質は変わらないわけでしょう。

審査意見書の七ページですね、ここにも如実に現在の水道局の持つ体質の問題が出ています。給水原価内訳及び供給単価の推移、十四年度を見ますよ。十四年度の供給単価百六十四円八十七銭の内訳を見ますと、人件費が五十六円三十五銭、もう大部分が人件費なのです。しかもこれだけ人件費をかけていながら、別府市の場合は、他都市に比べて給水原価と供給単価の間の損益は二十六円。もう他市を圧倒しているわけですね。県下十一市の中でも、この供給損益の中で二十六円も稼いでいる市はないのです。

では、なぜそうなっているのか。稼がなければ、先ほど言った性質的経費内訳の中の五六%の人件費が確保できないから、こういう形になっているのでしょうか。もう一回御答

弁ください。囑託・臨職について、新年度までに組合との協議を終えるのかどうか。こちらを御答弁ください。

○水道局次長（藤林力良君） 臨時・囑託の人数につきまして、今後、改善のため協議を今年度中に終えるのかという御質問でございますが、私どももそういった方向に向けて今後話し合いを続けてまいりたい、このように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 私は、企業管理者として決意を聞きたい。交渉ですから、相手があることは承知しているのですね。しかし、公営企業の管理者として、経営指針を出す、数値目標を出す、年次目標を出すというのは、当たり前のことでしょう。この中で毎年同じことを指摘されながら、これを改善できないというところが一番大きな問題なのです。僕が言っているのは、まず管理者としてこのことについてどう取り組むのか、これを御答弁ください。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

経営審議会でも御指摘があったいろんな件につきまして、職員組合等を通じまして、いろいろと折衝をやっております。ただ、何といたしまして、職員がどういうふうな仕事をしてどういうふうになっているのかというのが一番でございますので、その辺を含めまして、臨時・囑託も職員の中に入って仕事をやっているというような状態が長期にわたって続いております。その辺も考慮に入れながら、今月中に職員と私どもで、行革を検討する委員会を設置して前向きにやろうという中で、臨時・囑託は、今年度三月までで一応ないものとして話をするというようには、私の気持ちとしては持っております。

○二十四番（泉 武弘君） 公営企業法設置目的というのは住民福祉の向上ということは、これは言うまでもないのですね。住民福祉の向上を公営企業としてとり行う。それで、その原則の中に先ほど言った最少経費・最大効果、これから見たら公営企業法を逸脱しているわけです、現在は。

市長、あなたが管理者を委嘱する立場にありますから、この機会に別府市の水道局の数値が他市に比較してどれだけ違うのか、このことを参考までに申し上げておきます。

まず、取水する形体が表流水。河川の上水を取水している九市と比較してみました。九市と比較したのは、江別、酒田、会津若松、ひたちなか、上田、彦根、草津、大牟田、そして別府市です。これを比較していきますと、職員数は、別府市がこの調査時点で百四名、現在は百三です。一番少ない市が四十二名、彦根、二番目は上田市四十五名、三番目が草津市五十三名、別府市は調査時点で百四名、九市平均六十九名。職員一人当たりの給水量を見ますと、一番が先ほど言いました彦根、二番がひたちなか市、職員数五十八名、上田市四十五名、これが給水量のベスト三です。別府市は、残念ながら数値から言うと最下位に近いところ。職員一人当たりの営業収入を見ますと、一番が彦根、二番がひたちなか市、三番が上田市。別府市は、はるかかなたでございます。職員一人当たりの給水人口を見ま

すと、一位がひたちなか市、二千九百三十四人、二番が上田市二千六百二十二、三番目が彦根市二千五百七十七人。我が別府市は、たったの千三百十九人でございます。給水原価と供給単価の差をあらわすものとして損益を見ていきますと、別府市を除く一番高いところが、彦根市の十六円三十六銭、次に草津市の十二円八十四銭、次いで酒田市の十円十四銭、別府市は二十八円。

今度は、県下十一市を見てみます。損益の供給単価・給水原価の一番高いところはどこかといいますと、我が別府市で二十七円九十二銭、次は宇佐市の十七円七十三銭、杵築市の十円八十四銭。これはさらに分析を要しますけれども、給水原価・供給単価、マイナス現象を生じているところがあります。これを見ていきますと、豊後高田が、供給単価・給水原価がマイナス差損で八円九十九銭、二番が津久見市四円二十九銭、三番が臼杵で一円十九銭。別府市の供給単価・給水原価の間の差は約二十九円。これは、もう他と比べて全く比較にならない。

そして、ここで人件費の支出全体に占める割合を見ていきますと、これは必要経費の市全体に占める人件費の割合を見ていきますと、九年度が四〇・六、十年度が四六・〇、十一年度が三八・九、十二年度が三九・四、十三年度が三七・九、平均でいきますと、十三年度までで四〇・六%の人件費比率。十四年度はわずか下がって三九・〇%。十一市平均でいきますと二〇%前後ですから、当市の人件費比率は他市の倍ということになります。

さらに見ていきます。水道料金収入の推移を見てみますと、九年度に約四〇%の値上げをしました。十年度増収八千七百四十四万、以降十一、十二、十三、十四、水道料金収入は、十一年が五千九百万、十二年度三千二百万、十三年度六千五百万、十四年度三千百万というふうに減少を続けています。今年度、冷夏のために、また来年度の水道料金使用収入が減少するのではないかという大きな危惧の念を禁じ得ないわけでございますけれども、そこで、水道局にお尋ねします。

七十八市の類団平均の労働生産性の数値まで持ち上げるとしたならば、当市の水道局の職員は、この労働生産性に基づいて定員管理を行うとしたならば、何名が妥当だというふうに水道局では分析していますか。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

労働生産性の基礎数値であります職員数につきましては、類似団体七十八の団体と同じレベルにするには、何名ぐらいの職員数であればよいかというお尋ねでございますが、私どもといたしましては、平成十四年度の決算額をベースとしましたときに、約五十名程度ではなからうか、このように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 労働生産性数値を逆算して職員数を出すと、五十名ブライマイ、二ぐらいだというふうに私は実は試算している。それプラス十八名の嘱託・臨時職員がいるわけですね。これではやはり水道料金を高くしなければ職員人件費が出てこないな

というのは、これはもうだれが考えてもわかるのですよ。このままで推移できると思ったら、僕は大間違いだと思う。公営企業法の精神からして、皆さん方のためにある職場ではない。市民がお客であって、そこに給水をするというのが水道局の目的なのです。こんなことをいつまでも続けていて、議会がその決算数値を認定するとは私は考えられません。

片方、こう言いながらも、水道局が最近、非常に僕がうれしいことが二つある。経営改善案の答申がありましたね。向こう三年以内に職員数を五十名以内にしなさいという大変厳しい経営答申案があった。この中で、水道局みずからがすぐ実施をしようという息吹が出てきましたね。これは何ですか。経営改善、委託できるものは委託しようということで協議を重ねて、すぐ実施できるものが二項目出てきたのでしょうか。これは何ですか。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

経営審議会の答申にもありましたが、私どもが職員とともに一緒に考えて、民間への委託業務をすぐにでも実行できるものとして、営業課の検針係の業務を委託する、それから量水機系の業務の、この二つを委託するということであります。

なお、委託の内容につきましては、今後ともまた協議を重ねてまいりたいというように考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 今までの水道局のずうっと旧態依然とした経営の中で、この二つがすぐ実行できるというのは、これは私は大いに評価したいと思う。しかし、これだけでは不十分ということだけは覚えておいてください。これがはしりになる、これが呼び水になる。だけど、そのことはそのことで評価したいと思います。

そこで、水道局の中で私が非常に危惧しているのは、水道局の事業の中での工事落札率ですね。これが異常に高いというふうに風聞しているのですが、指名競争入札だけで結構ですが、件数と落札率を報告してくれませんか。

○水道局工務課長（松本 正君） お答えします。

平成十二年度から平成十四年度までの過去三カ年の百三十万円以上の入札件数は、百七十件となっております。予定価格の合計は二十三億五千六百九十四万七千百三十八円で、落札金額の合計は二十三億五百七十七万二千七百円となっており、落札率は九七・八三％となっております。

また、平成十四年度の百三十万円以下の随意契約、見積もり合わせでございますが、その件数は四件となっており、予定価格の合計は二百八十一万二千五百円で、落札金額の合計は二百六十九万八千五百円となっており、落札率は九五・九六％となっております。

○二十四番（泉 武弘君） 競争入札の落札率が約九八％。これ一つ考えても、今のままの入札方法でいいのかということは、もうこれはだれが考えてもわかることなのです。

すでに市長部局では、十七年度電子入札制度導入ということをして市長が明確に答弁しました。水道局は、どうですか。

○水道局工務課長（松本 正君） お答えいたします。

去る六月議会で、市長部局では、平成十七年度を目途に電子入札を導入するとの答弁がなされており、水道局といたしましても、これに歩調を合わせてまいりたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、きょうの水道事業決算に対する議案の質疑の中で、本市水道局の労働生産性の数値が、七十八類団に比べて約半分。これをどう表現するかは別ですが、数値で見る限り半分だと。職員が働いている働いてないということに結びつけると大変な問題がありますけれども、労働生産性が半分もないという現状から見たときに、水道局の経営改革は待ったなし、このことだけ申し上げておきたいと思います。また水道局の経営改善をしなければ、さきの通常国会ですでに法案として公布ができております二百四十四条三項に基づく公の施設の管理運営ですね。これは何も水道局でなくていいわけですから、民間でする、こういう事態が来るとということだけ私は申し上げて、次に、観光戦略会議の問題に移りたいと思います。

この観光戦略会議ですね、市長の意気込みは、私はそのとおりに評価したいと思っておりますけれども、若干危惧すべきことがこの中にあります。

設置要綱を見ますと、第一条、趣旨のところ、「この要綱は、別府市観光の将来像、理念等の中、長期的戦略を探るとともに、実践的かつ具体的なプランの策定に重点を置き」。実践的かつ具体的なプランの策定に重点を置く、これがどうしても引っかかるのです。ここらを、具体的に説明してください。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

実践化を図るということでございますけれども、このことにつきましては、委員さんから各種の提案がなされます。その中でソフトの面とハードの面が出てくるのではないかと思いますけれども、その中でソフトの面、いわゆるアイデアとかそういったもので予算を多く伴わなくてもできるようなものについては、即実践を図っていきたい、こういう意味でございます。

○二十四番（泉 武弘君） 観光課の事務分掌の中で、企画宣伝に、観光にかかる総合的な企画に関することというのが、事務分掌であるのですね、観光課の中に。その事務分掌と、今回設置されます観光戦略会議の中で、プランの策定に重点を置くというのは、本来行政領域の中に踏む込む行為になるというふうにはお考えになりませんか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光課におきましては、企画宣伝係とイベント振興係がございますが、特に企画宣伝係が観光にかかわる総合的な企画ということで事務分掌に上げておりますが、何分担当ごとに多くの事業を抱えておまして、その事務事業を遂行することが現段階では精いっぱい状況でございます。そういった中で、この観光推進戦略会議を設立する準備をしておる

わけでございますが、その中では観光課職員とまた戦略会議のスタッフ一同、また委員の皆様方とともに一緒にこの観光施策、また総合的な観光企画等を築いていく予定にしております。

○二十四番（泉 武弘君） 行政領域を、ぴしゃっと守らないといけないのではないかと思うのですよ。僕は、観光戦略会議の提言を必要ないと言っているのではなくて、むしろ必要かもしれません。しかし、あくまでも行政本来の事務分掌である観光企画宣伝というものの領域は領域として守る。そこの提言を受ける。したがって、実践的な策定というのはいかなるものだろうか。実践的な策定になりますと、事務分掌まで入ってしまう、このことを実は危惧しておりますので、遺漏のないようにしてほしいと思います。

具体的にお伺いします。今回の観光戦略会議の委員の中で、何名がすでに決まっておりますか。そして、何名の内諾を得ておりますか。簡潔に御答弁ください。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

委員といたしましては、十二名を予定しております。そして、事前に準備段階といたしまして、この委員の方々と、この就任ができるかどうかということのお話をしていく中で、一応その十二名全員につきましては、御本人の御了解をいただいております。

○二十四番（泉 武弘君） その人選は、どなたがやられたのですか、どういう基準で。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

人材を広く市内外に求めまして、観光に関する知識が豊富で、観光の発展に……（「どういう基準でだれがやったのか」と呼ぶ者あり）はい。

お答えいたします。観光の発展に強い意欲がある実践者であることを念頭に進めました。そして、多方面の方々の御意見、これまでの活動実績、関係する団体の推薦や相談の結果を参考にいたしました。

○二十四番（泉 武弘君） 市内の活動している人については、だれもわかるわけですが、東京近郊の都市コーディネーターですか、イベントプロデューサー、トラベルプロデューサーと、こういう専門領域の皆さん方は、すでに内定しているのですか。だれがこういう方を推薦されたのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

この観光推進戦略、今、設立準備室を設けておりますけれども、この中で検討いたしまして、特に東京にお住まいの方々につきましては、それぞれの分野で必要な情報力、独創的なアイデア、経営改善のノウハウ……（「それはわかっている。だれが決めたか」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。この戦略会議の準備室の職員で、検討させていただきました。

○二十四番（泉 武弘君） すばり聞きます。囑託の方ではないのですか、囑託の方から名前が出て、それをもとに決めたのではないのですか。



○助役（大塚利男君） お答えいたします。

これの選定につきましては、私ども事務局の方から話を上げていただき、観光経済部長、私、市長まで入って、一応そういう経歴を聞いた上でしておりますので、事務局だけではない。案としては事務局から上がったきたわけですが、そういったメンバーまで入って、最終的にはそういった方にお話をしたらどうかというようなお話はさせていただいております。

○二十四番（泉 武弘君） 僕もこれを混乱させることは意図するところではないけれども、違うでしょう。囑託の方が人選したのでしょうか。それをたたき台にやったのでしょうか。僕が問題にしているのは、市長の推薦があったのだったら、市長がそれを、観光戦略会議を観光宣伝の起爆にしたいと言っているから、僕はそのことを言っているのではない。囑託の方が、何を基準にその人を推薦したのですか。

では、あなた方がそこまで言うのだったら、その都市コーディネーターとかイベントプロデューサーとかトラベルプロデューサー、何名を俎上に上げてその方に決定したのですか。何名を俎上に上げたか、それだけを具体的に教えてください。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

それぞれの分野に打診いたしましたけれども、中には、お話をしていく中で、ちょっとそれは受けられない、仕事の都合で受けられないという方がおりますので、数名の中から選定を進めさせていただいております。

○二十四番（泉 武弘君） 数名の中から何名を選定したのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

最終的には、東京の方は四名でございます。

○二十四番（泉 武弘君） 四名を決めるのに、何名を候補者に挙げて四名に決めたのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

その四名に至るまでの数につきましては、七名程度だと思っております。

○二十四番（泉 武弘君） それは、リストで出せるのですか。本当に七名ですか。そうではないでしょう。僕はさっきから言っているのだけれども、市長が、観光戦略会議で観光を建て直したい。市長が、今までの自分の政治経験において、こんなすばらしい人がおるがなと推薦したのだったら、僕は何も言わない。だって、それにかけているわけだから。そうではない。囑託の人が推薦したのでしょうか。違うのですか。

こんなことまで言うのは、ものすごく不愉快だけれども、ここに市報の九月号があります。「清くまじめでわかりやすい政治」と、市長がここに談話を出している。まじめでわかりやすいように説明してください。（笑声）だれが推薦したのか。本当のことを言うと、僕はそのことを言っているのではない。市長が、もうちょっと人選に加わってもいいでは

ないかということ指摘しているわけだから、本当のことを言ってください。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

たしか十二名選んだ人数の中には、直接市長から数名御指名いただいた方もいらっしゃいます。また、別府、東京も団体と申しますか、会社に照会をして推薦をいただいた方もいますし、たしか議員がおっしゃるように、囑託の方からも数名御指名をいただいて推薦したということで、市長からも間違いなく受けております。

○二十四番（泉 武弘君） 今、あなたはおもしろいことを言っている。四名の、東京在住かどうか知りませんが、専門的な領域の方ですが、数名の方を囑託が推薦したと。数名しかいないではないですか、在野の人は。ということは、ほとんど囑託の方が推薦したのでしょう。いや、推薦したら推薦したでいいのです。だけれども、なぜそのことをあなた方は、言葉を濁すの。むしろこの機会に、囑託の人からこういう基準で推薦で受けたものをたたき台にして実はいろいろな基準で選考したと、なぜ言わない。ではないの、そうではなかったの。（発言する者あり）ちょっと待って、時間がないから。

今回の戦略会議、市長はもうちょっとイニシアチブを持ってください。これにあなたはかけているわけだから。今からでも遅くありません、内定だから。やっぱりやるからには実効の上がる。やっぱり市長が主導権を持った選任、これをやっていただくようお願いしておきます。囑託が推薦したものを唯々諾々とのむというのは、僕はおかしいと思う。それだけ苦言を呈しておく。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後 一時 零 分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十番（平野文活君） 私は、九月の議会では水道の決算が出ますので、毎年九月には水道問題で議案質疑をしてまいりました。それは、九年度からの値上げが、値上げのし過ぎだったのではないかという考えを持っておりまして、そういう観点から、その後の決算状況を追跡しているものであります。今回もそういう立場であります。今回は、さらに一般質問でもこの水道行政の問題を通告しておりますので、この議案質疑でやるべきことは議案質疑で押さえておきながら、それを踏まえて一般質問ではさらに突っ込んで議論をしたい、こういう立場でございます。

まず、今度の十四年度の決算でも、市民の使う水の量は減っております。料金を払って使用した水量が、昨年度に比べて約十七万トン減少したということでございますが、値上げ前の八年度から見て、今回の十四年度まで、どれくらいこの有収水量が減少しているか、教えていただきたいと思っております。

○水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

ただいま御指摘の平成十四年度の使用水量につきましては、一千六百四十二万一千三百五十立方メートルでありまして、これは前年度と比較して十七万一千七百九十六立方メートルの減少であります。また、平成八年度との比較では百六十五万七千八百七十五立方メートルの減少となっております。

○十番（平野文活君） 約百六十六万トンの落ち込みということですが、これは市民生活のどういう分野が落ち込んでいるのか、説明をお願いします。

○水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

減少の内容につきましては、用途別では、普通給水が平成十四年度の使用料一千五百六十一万六千六百三十四立方メートルで、前年対比十九万七千三十一立方メートルの減少、平成八年度比較では百七十万七千六百二十七立方メートルの減少となっております。普通給水の落ち込みが使用水量全体の減少につながっているものと思います。

さらに、この普通給水の業態別の内訳から平成十二年度までの編成及び平成十三年度、平成十四年度の比較によりまして、宿泊施設、業務営業用水の減少が全体の八〇%を超えるものとなっております。

○十番（平野文活君） 水道局からいただいた資料で計算をしてみますと、いわゆるホテル宿泊施設、観光施設、その他水を使って商売をする方々、こういう業務営業用水が、私の計算でも平成八年度約五百四十四万トン使用しておりましたが、平成十四年度では四百十萬トン、百三十四万トンの減少でありますね。つまり全体の百六十六万トンの減少のうちの大半、約八割がこうした業務営業用水の落ち込みということになっております。この水道の使用水量の落ち込みというのは、別府の経済の落ち込みと連動しておるのではないかと、こういうふうに私は考えておりますが、水道局当局としては、この落ち込みの原因をどのように判断をしておりますか。

○水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

この原因につきましては、不況による企業の撤退や倒産によるもの、または井戸水の使用による水道使用料の減少が最も大きなものと理解しております。

○十番（平野文活君） その井戸水の使用というのは、具体的にはどういうことですか。

○水道局営業課長（黒田 誠君） お答えいたします。

従来、上水道ですべての水を賄っている企業が、その一部、例えばお風呂を薄める水ないしは清掃用の水、トイレ用の水道、こういう中水道に利用する場合、その部分を井戸水で利用するということですが。

○十番（平野文活君） 一言で言って、値上げと不況のダブルパンチを市民が受けている、とりわけ業者の関係は打撃が大きくて、この落ち込みの八割がこういう業者関係。一部の業者は、今説明があったように、自前でボーリングをして、市の水道をなるべく使わんようにする、こういう形でいうなら自己防衛ですけれどもね、不況の中での値上げが、そこ

まで市民や業者を追い込んでおるといふふうには見るべきではないかといふふうに思います。

さらに続きは一般質問でやりますが、次に、もうけ過ぎの実態ということについてお伺いします。

今年度の平成十四年度の純利益は、四億八千三百六十六万円というふうには決算では出ております。これを給水人口で割ると、市民一人当たりの純利益と市民一人当たりのもうけというのが出てきます。別府市の十四年度は三千八百九十八円です。県下十一市の比較資料は十四年度は出ておりませんので、十三年度の資料でお答え願いたいと思いますが、各市は、市民一人当たりの純利益、もうけは幾らかということの説明をお願いします。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

十三年度の県下十一市の給水人口一人当たりの純利益につきましては、大分市千四百四十八円、中津市七百二十四円、日田市八百九十七円、佐伯市一千三百十六円、臼杵市百四十六円、津久見市九百一円、竹田市六百二十五円、豊後高田市八百九十八円、杵築市、これはマイナス六百八十八円、宇佐市二千三百二十五円、別府市四千三百三円となっております。

○十番（平野文活君） お聞きのように、別府市だけがダントツのもうけを上げている。ほかの市は、多いところでも宇佐市が二千元台がありますが、大分市、佐伯市が千円台、あとは全部三けたの数字ですね。これだけの利益を上げなければならない、異常に多いですね。大分市の三・六倍、中津市の五・七倍、これだけの利益を上げなければならない理由は何かということをお教えしてほしいと思います。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

利益幅が大きいということだろうと思うのですが、これにつきましては、いろいろな考え方があろうと思われまます。通常、別府市の場合、剰余金につきましては、例年減償積立金や建設改良積立金として剰余金の処分を行っております。そして、企業債の償還等に充てているのが現状でございます。

○十番（平野文活君） 建設改良事業の事業費の財源とか、あるいは借金払いの財源とか、これはほかの市でも同じですよ。なぜ別府市だけがこれだけの大きな利益幅が要るのかということについて、これはまた一般質問でやりますが、いずれにしてもダントツに大きい利益を上げておるといふことを、決算を踏まえておいていただきたいと思います。

次に、なぜこうしたもうけ過ぎが起こっているかということですが、一言で言って、安くつくって高く売るといふのが別府市方式ですね。先ほども議論がありましたが、原価と単価の関係。原価というのは、一トンの水をつくる費用ですね。単価というのは、市民に売るときの料金です。別府市の今回の十四年度決算を見ると、原価は百三十八円八十三銭で一トンの水ができる、その水を百六十四円八十七銭で売ると、約二十六円の一トン当たりのもうけが出るという結果が出ておりますが、全国平均は、十三年度しかありま

せんが、幾らですか。教えてください。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

平成十三年度の全国平均の給水原価は百六十二円四十七銭となっております。なお、供給単価につきましては、百五十三円五十五銭となっております。

○十番（平野文活君） したがいまして、マイナス八円九十二銭、約九円ですね。全国的には一トン当たり約九円の原価割れ料金で市民に給水をしている。逆に別府市では、一トン当たり二十六円の利益を上げている。この違いというのとは何か。水道局は、こういうことが当然だ、二十六円ぐらいの利益が必要だというお考えでしょうか。御説明をお願いします。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） 他都市では原価割れをしているのに、別府市では逆ではないかということでもありますけれども、今回の決算状況を見てもわかっていただけだと思いますけれども、水道事業の収益の大半が、水道使用料になっております。十三年度、十四年度を見ますと、約二カ年で一億近く収益が落ちているような現状もありますので、そのところをどうか御理解いただきまして、私の方でも今後とも検討させていただきたいというように考えております。

○十番（平野文活君） 全国平均の現価割れということについて、どう考えるかということをお答え願いたいと思います。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） 全国の現価割れとのことですが、水道料の予算なり決算なりの内部を詳しくまだ見ておりませんが現状であります。ただ、いろんな意味で、ほかの歳入がある部分があれば、若干でもそういうことが可能かなというように考えております。

○十番（平野文活君） 一般質問でもうちょっと詳しくやりますけれども、私の調査では、なるべく市民に安い水を供給しよう、こういう不況の中、そういう当然だという考え方が支配的なのです。今言われたように、料金収入以外の収入の手だてをいろいろ努力をして水道事業を成り立たせているというのが、全国的な、平均的なやり方です。

私は、この議会の前に大阪の箕面市というところと山口県の徳山市、今度周南市というふうに合併で名前が変わりましたが、視察に行ってきました。箕面市ではこうなっていますよ。現価百八十九円で一トンの水をつくるのです。それを百五十一円で売りますよ。一トン当たり三十七円の現価割れ。それでも水道会計を見ると黒字になっている、こういう……。それはどういう仕組みでそうなおるかということは、また詳しく後でやりますが、いずれにしても別府市は、何でもかんでも皆水道料金にぶち込んで、そこから収入だけで運営しておる、こういう極めて単純明快なやり方をやっておるわけです。全国的なさまざまな努力にもっと学ぶべきだというふうに思いますが、次に移ります。

有収率について。まず、有収率というのとは何かということの説明をしてください。

○水道局配水課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

有収率といいますのは、総配水量に対しまする料金徴収の基礎となった水量の比率でございます。

○十番（平野文活君） わかりやすく言えば、つくった水のうち、何％が料金収入として回収されたかという率ですね。いわば、経営の効率を示す重要な指標の一つだというふうに思います。

平成九年から値上げされたのですね。八年度、値上げ前から見ますと、どれほどこの有収率が改善されてきたのか。その間、十四年度の決算数字も加えて、九年度から十四年度まで、約八十億円の事業投資をしていますね。それだけの投資をしたわけですから、この有収率が改善されて当然だというふうに思いますが、どういう結果になっておりますか。八年と十四年度の比較をお願いします。

○水道局配水課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

議員の今おっしゃいますとおりに、平成八年度よりは〇・六ポイント下がっております。その理由といたしましては、この不況の時代、まして料金値上げも少しは含まれている、このように考えております。

それから、投資等につきましては、有収率を上げるためにも配水管整備事業を行っておりますし、また、それのみではなく、朝見浄水場や扇山浄水場の施設の改良等々を行っております。

○十番（平野文活君） 詳しい数字の紹介がありませんでしたけれども、別府市では、平成八年の有収率が八五・三％、十四年度は八四・七％、〇・六％後退をしている、低下しているのですね。類似団体は、平成八年が八八・七％、十三年の資料では八九・七％。つまり一・〇％向上していますね。別府市では、八十億の投資をしながら有収率が下がった。これはゆゆしき事態ですよ。つまり一五％を超える水が、水漏れその他で行方不明、どこへ行ったかわからんという実態にあるわけですね。そういうことを改善するために投資が必要なのでしょう、建設事業が必要なのでしょう。八十億投資した、そのために値上げをしたわけですよ。市民にそれだけの大きな負担をかけておきながら、その事業の改善ができないということは、これは説明ができない、市民に対しては。

議案質疑ですから、この程度にしておいて次に移りますが、次、施設利用率について。施設利用率は五六・六％だ。施設の能力に余裕があるというふうに決算意見書では書いてありますが、一日の配水能力、一日の最大配水量、一日の平均配水量をお答えください。

○水道局工務課長（松本 正君） お答えいたします。

一日最大配水量は九万三千トンでございます。一日平均給水量は……（「はい」と呼ぶ者あり）すみません。

○十番（平野文活君） 事前に資料をいただいておりますので、私の方から言いますが

(笑声)、一日の配水能力九万三千トン、一日の最大配水量約六万トン、一日の平均配水量は五万二千七百トン。つまり九万三千トンのうち三万三千トンぐらいが余っている、最大のときですね。平均のときには四万トン余っているというのが、今の実態ですね。それで五六・六%で余裕があるのだと、こういう表現になっておりますが、大分川から大半を取っていますね。その他いろんな水源が、十七ぐらい水源が今あるのですかね。大分川の取水の能力は約五万一千トン、最大使う場合四万六千使う。平均でも三万八千トンを使う。大分川の取水の利用率というのは比較的いいわけですね。ところが、大分川を除く十七の水源からの取水能力は、約四万一千の能力がありながら、実際最大でも一万五千しか使わないのですよ。最大でも三五%ぐらいしか使わないというのが現状であります。

そこで、もうそういう問題点は、早くから問題だったわけですね。平成七年にこういう十カ年計画というのを水道局が作りしました。私がつくったのではないですよ、水道局がつくった。この水道局がつくった計画で、限られた人的・物的財源の効率的な運用のために既存事業の整備統廃合が必要だ、こういう計画をつくったわけです。つまりそういう、私に言わせれば、余裕があると意見書では述べていますが、余裕があるのではなくて、むだが多過ぎる。いろんな別府の地形的なこともあって、いろんな水源が多い。斜面だとかいろいろあって、そういうことで職員の数も他市よりは多く必要だという説明を私は受けてきましたが、そういう多過ぎる水源、施設、それが三五%しか最大でも使われない。そういう問題点を改善するために整備・統合が必要だとみずからつくったのです。もう七年、八年目を迎えようとしているこの計画、そういう整備・統合がやられてきたのか、あるいは今後やる計画があるのか、御説明をしていただきたいと思えます。

○水道局工務課長(松本 正君) お答えいたします。

施設の利用率の件でございますが、現在、全体計画の検討と見直しを行っております。給水人口は、現在十四万人となっておりますが、行政人口の横ばい状況、今後の人口動態等を考慮して一万三千二百人減の給水人口十二万六千八百人とし、日最大配水量九万三千トンを、二万一千五百トン減の七万一千五百トンの計画を策定中であります。

○十番(平野文活君) もう少し詳しく説明しないと、わかりません。

○水道局工務課長(松本 正君) 失礼しました。当然、給水量が減ることになれば、水源の整理・統合が行われますが、まず安定した水質・水源の大分川水源の五万一千八百トンを最大限活用したいと思っております。このことにより、現在一日最大取水量四万六千トンとの差、約六千トンが他の水源取水量の減となります。これにより、他の水源取水量は、一日最大給水量の二万一千五百トンの減と合わせて、現在より約二万七千五百トンの減となります。したがってまして水源といたしましては、現在の十八水源を五水源の減、増加水源は四水源を計画しております。水源といたしましては一減となり、十八水源を十七水源とする予定でございます。

次に湧水につきましては、水質基準が厳しくなり、将来的には何らかの浄水施設の設置が義務づけられる方向にあるため、浄水施設の建設及び維持費を考えると、できるだけ取水量は少なくしたいとの考えに立っております。

いずれにいたしましても、一日最大配水量を九万三千トンから七万五千トンに縮小する計画でありますから、水源及び施設のあり方につきましては、来年度策定予定の基本計画の中で、機能的な水道施設になるように検討してまいりたいと考えております。

○十番（平野文活君） 要するに九万三千トンももう要らん、今からの人口増、その他のあれを見たら思い切って減らそう、また、それに伴って施設の統廃合その他もやろうということをお答えになったのだらうと思うのですね。つまり、これからの計画なのですね。これまでは、みずから計画しておきながら、そういう発想での実行といえますか、実行がされてこなかったのですよ。この計画には、「計画づくりの基本としてあくまで実施を前提にした計画です」と、こうわざわざ書いておるのですね。しかし、そういう意味での企業努力というか、むだを省くという点での企業努力は余りやられてこなかった、これからだということですね。ひとつ、これを申し上げておきたいと思います。

次に、労働生産性について。

これについていろいろ議論がございましたが、これも平成七年度策定の十カ年計画ではこう書いていますよ、「本市においては、労働効率面において決して他都市よりすぐれているとは言いがたく、改善の余地を含んでいる。今後は、企業努力を最大限実施する必要がある」、こう書いてあります。実施した結果、職員一人当たりの給水量、幾つか指標がありますが、時間の関係でこの給水量だけでいきますが、平成八年度、値上げ前と比べて今年度、この十四年度の決算でどのくらい改善されたのか、示していただきたいと思えます。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

平成八年度の職員一人当たりの給水量につきましては、十七万七千二百四十七立方メートルとなっております。平成十三年度は十七万六千五百二十三立方メートル、十四年度につきましては、十七万四千六百九十五立方メートルとなっております。

○十番（平野文活君） 先ほど読み上げましたように、この計画書では、最大限の企業努力を実施する必要がある、こうみずから決めたわけですね。その結果、今数字を言われましてように、値上げ前の八年度は十七万七千二百四十七トン、十四年度は下がって十七万四千六百九十五トン。一人当たりの給水量は二千五百五十二トン低下している。改善されてないのですよ、低下しておるのです。これは、みずから決めた計画に誠実でない結果だ。ちなみに類似団体では、これは十三年度までの決算の資料しかありませんが、八年度から比べれば一人当たり三万七千トン給水量をふやしているというのが、そういう努力をした結果が生まれております。



もう一つ、企業手当についてお聞きをします。

企業手当という、給料の本俸のほかにさまざまな手当がございます。水道局の職員は、ほかの市の職員にない企業手当というのがあります。この企業手当について、県下の現状、十一市の現状を示していただきたいと思えます。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

企業手当について、大分県下十一市の実態でございますが、本市を含めて三市が企業手当を支給しております。別府市を除く二市につきましては、月額九千円、それと月額二千円となっております。なお、別府市の場合は、給料月額五・五％となっております。

○十番（平野文活君） 企業手当があるのは、十一市のうち三市だけと。あと中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、宇佐市、いずれも企業手当はありません。大分市は月額九千円、一人当たり。これでいくと、十二を掛ければ年間十万八千円となります。杵築市が月額二千円、年間二万四千円の手当が出る。これに対して別府市は、先ほど説明があったように、給料掛け五・五％、これの平均数字は幾らですか。そして、総額は幾らですか。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

平成十四年度の企業手当の総額であります。二千六百六万一千四百五十七円となっております。一人当たりの月額ですが、一万八千二百三十三円と計算されます。

○十番（平野文活君） 総額は二千六十万ぐらいかかっておる。今、一人当たりの月額と言ったけれども、これを年額にしたら何ぼになりますか。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） 失礼しました、お答えいたします。

年額になりますと、二十一万八千八百三円となっております。

○十番（平野文活君） 十一市のうち三市しかない。ある大分、杵築、別府で比べれば、大分市の年間一人当たり十万八千円、それに対して別府市は二十一万八千八百三円という、つまり私が言いたいのは、市民には四割の値上げをしたのですよ。その結果、不況とダブって、みずからボーリングせねばいかんというようなところまで追い込んでおるのですよ。そして、一方では県下一のもうけを上げている、別府市は。全国的にはいろんな努力をして、現価割れしてでも市民に安く給水しようと、こういう努力をしている中で、いろんな意味での経営効率、有収率も労働生産性も改善されないまま来た。一方で市民には大きな犠牲を与えながら、水道局自身の経営の改善という点では、みずからいろんないい計画をつくりながら、実行しないうるのですよ、成果を上げないできた。そこへ持ってきて労働生産性は下がる、県下一番、大分市の二倍を超える企業手当を出す、こういうことでいいか。市の政治とか水道局の行政というのは、だれのためにあるのか。市のためにある、市長のためにある、水道局長のためにあるのではないのです、市民のためにあるのですよ。

だから、今後この計画、十カ年計画というのは、二〇〇四年までの計画ですから、次期計画というのをつくりませんか。その次期計画には、これまでのそういういろんな問題点を本当に大胆に改革を、市民のために改革をした、本当の意味での水道局の改革になるような、それが市民に還元されるような、そういう改革にしてほしい。

今回の議案質疑のこうした結果というか、事実関係を踏まえて、一般質問ではさらに突っ込んだ議論をしたいということを言いまして、議案質疑は終わります。

○十九番（山本一成君） 一点だけ、質問をさせていただきます。

先ほど、観光推進戦略会議の件に関しまして、泉議員の方から質疑をいたしました。それを拝聴しておりまして、若干、もうちょっと聞きたいなという点がございますので、質問をさせていただきたいと思います。

まず確認ですが、この別府観光推進会議の位置づけというのはどうなっているのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

市長の諮問機関というふうになっております。

○十九番（山本一成君） 市長の諮問機関ということですね。では、この諮問機関、初めてこういう予算的に今回の予算で上がってきました。ところが、もうすでに準備室ができていますね。この準備室の位置づけは、どのような形でつくられていますか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

観光課の一係としてではなくて、企画宣伝係の中に位置いたしまして、市長の特命によります組織というふうになっております。

○十九番（山本一成君） 特命の組織。これは規則をつくっているのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

係としてはございませんので、規則等はつくってございません。

○十九番（山本一成君） そうですね、諮問機関をつくるための準備室。初めてここに予算が上がってきたのですね。では、その準備室の予算というのは、どこから出るのですか。予算を出している根拠は何ですか。

○観光経済部長（東昇司君） お答えいたします。

さきの六月議会の市長提案理由の中で、別府観光推進戦略会議を早急に設置したいという考えを述べております。そういう中で、十月一日にスタートする予定で、七月七日の異動のときに準備室を立ち上げて、十月一日からスタートして委員さんの報酬や旅費という形で今回、議会に追加額をお願いしているところでございます。

○十九番（山本一成君） ちょっと、もう一回説明してください、追加額。「追加額」と言いましたか、それをもう一回説明してください。

○観光課長（吉本博行君） 今ちょっと部長の方から答弁がありましたけれども、追加額ではなくて、これは、今、囑託三名と担当参事の四名のスタッフがいらっしゃいます。そ

の三名につきましては、囑託ということで職員課の方から人件費等は支出しております。また、観光課の準備室ということでございますので、戦略会議の準備室ということでございますので、消耗品等の一般的なそういうもろもろにつきましては、観光課の方で今負担しているところでございます。

○十九番（山本一成君） ちょっと納得がいかないのですけれどもね。今からつくる諮問機関でしょう。初めてここに予算で上がってきているのですね。まだ設置ができてない時点で、ただ観光課の職員がこれの企画に携わってこの分でやるというのはわかるのですが、部屋までつくり囑託職員を三人置く必要があるのですか。しかも、さっき、泉議員の質問の中では、この囑託職員が中心になって人選をやっているではないですか。これは少し本末転倒で、行政の手法としてそのものがそれでよしいのですかね。私は、戦略会議そのものもちょっと後で質問をさせていただきますけれども、この諮問機関をつくるために部屋をつくる必要があるのか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

まず、この組織をつくるに当たりまして、観光課の中に位置づけということにされまして、観光課の中で事務をとろうということも案としてございましたけれども、現実問題といたしまして、今、観光課の部屋も手狭でございますし、ちょうどそうした折に、今まで入っておりました競輪事業課の方が部屋を出るということでございまして、そちらの部屋をお借りするようにいたしました。と申しますのは、この戦略会議の委員の人選、こういったことに対しまして、その人選を進めていくためにやはりある程度秘密の部分もございまして、そういったことで部屋をお借りするようにしたという経緯でございます。

○十九番（山本一成君） この諮問機関というのは、そんなにあれですか、極秘条項ですか。これ、別府市の観光戦略でしょう。今からの別府市のまちづくりをするのでしょうか。それをつくるのに何で秘密にする必要があるのですか。

それと、今ここに初めて予算が上がってきた観光戦略会議。我々は、初めてこの予算をここで見たのですよ。そうしたら、先にもう部屋ができて準備室ができて、そこでもう囑託まで雇っている。これは、部屋までつくる必要はない。観光課の中に事務分掌があるではないですか、企画をすると。観光課の中の職員で十分対応できたと思いますよ。囑託三人まで雇う必要もない。この予算支出も私はおかしい、このように思っております。

それからこの内容にいきますが、ここに委員の謝礼等九十七万三千円あります。先ほど、質問の中で、東京何名、地元何名という区割りがありました。この謝礼の中身を教えてください。東京の方、地元の方、どういうふうな区分になっているのか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

この十二名の謝礼金といたしましては、一人一日四千九百円ということでございます。これは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の審議会委員の日

額報酬に合わせて四千九百円としたものでございます。

○十九番（山本一成君）　ということは、東京の何かですね、もう私は英語が弱いものですから、何ですか、温泉ヘルスコーディネーター、トラベルプロデューサー、そうそうたる名前・肩書があるのですが、こういう方も別府の方も、報酬は一律、一緒ということですね。

○観光課参事（浜川和久君）　お答えいたします。

委員の謝礼金としては同額でございます。ただし、東京から来ていただく方につきましては非常に専門性を持っておりまして、いろんな調査したデータとか情報力をお持ちでございますので、こういった方々につきましては、またそういう資料等を市の方に提供していただくということで、別途、資料提供等の謝礼金という形で、お一人二万円、月額二万相当額を計上しております。

○十九番（山本一成君）　要するに資料代ですか。要するに資料をくれるから、二万円で資料を買うということですか。

○観光課参事（浜川和久君）　お答えいたします。

資料をもとにしたいろんなノウハウ等も提供していただく予定でございますので、そういう謝礼金です。役務に対する謝礼金としてお一人月二万円ということで計上させていただいております。

○十九番（山本一成君）　ということは、地元の方と東京の専門家と格差がある、差別をしているということですね。（発言する者あり）

○観光課参事（浜川和久君）　お答えいたします。

それから、地元の方につきましては、委員の中で座長を決めていただくわけですが、すけれども、こういった座長になれる方につきましても、同じようにそういう二万円を計上させていただいております。

○十九番（山本一成君）　今まで別府市のまちづくり委員会、協議会、いろいろな委員会や審議会がありますね、全部。それは、今言ったように四千九百円という条例に基づいて支払いをしている、そうですね。何でここだけ特別なのですか。何で座長になったら二万もあげるのですか。座長は、地元と決まっているのですか。もうちょっとこれは明確な説明をしてよ。

○助役（大塚利男君）　お答えいたします。

これの報償費について、委員の謝礼金についての算出の場合でございますが、若干補足説明をさせていただきます。

この資料提出、座長の場合もというような説明をしたわけですが、この資料の提出については調査研究費も入っております。座長についても、そういった資料の提出というの、私どもは見込んでおりますし、詳しくその方のお名前をちょっと今申し上げられませんが、

そういった資料、かなり調査をしております。そういった資料をお借りするというような考えで、役務に対する謝礼金という考えでございます。したがって、すべて東京の方にはこういった均一に謝礼金を払うというわけではございません。その資料の提出、調査をお願いして、そういった資料の提出があったときにお支払いするという考えでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○十九番（山本一成君） 非常に苦しい答弁だというふうに思います。ここに上がっているのは、委員会謝礼金で上がっているのです。どこにも「資料代」というのは全くない。支出の仕方がおかしい。

それと、やっぱりこういう委員会は、委員は皆平等ですよ。例えば、東京から来ていただくから旅費を出すというのなら、まだ理解できる。それと地元のまちおこしリーダーとかいうのは、やっぱりそれは、この戦略会議にあなたたちが選ぶからには、それなりの実績も持っているのでしょうし、実績がないとやれませんか。それを肩書で差別をすることは、非常に私は納得がいきませんが、これは民間の会社がノウハウを求めてやるのならいいですよ、民間ですから。民間だから、あなたが優秀だから十万出しますよ、あなたは五万ですよと差別していいです。これは公的資金でしょう。そんな支出の仕方ができるのですか。（発言する者あり）

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど私が申しましたように、この資料の作成提出をお願いしたときに出すわけでございますので、地元の方でもそういった資料をお願いする場合もございます。先ほど申しましたが、その金額を二万円とさせていただいたわけですが、この委員会の謝礼金の中に含めると。先ほど四千九百円というのは日当的な謝礼金でございます。資料の調査研究をお願いした以上、資料の提出というような形になります。出たときにお支払いするというところで、皆さんを平等にという考えから、やはり資料、調査研究していただいた以上、その金額を出すというのは、これは公平であろうかと思えます。資料の提出のない方には、私ども、出す予算を設けておるわけではございませんので、東京の方が出席したからお支払いするというわけではございません。資料の提出をお願いしたとき、そういったときでございますので、そここの御理解のほどをお願いいたします。

○十九番（山本一成君） 専門家の方の自分の研究した資料を買うという、今までの研究実績を買う、その代償が二万円である、そういうことですね。非常に理解に苦しむ金額ですが、では、言いましょう。この中で、この趣旨の中で「観光推進の指針となる積極的な戦略を求める」というふうに書いていますね。それと、この戦略会議とは、その前に聞きましょう。この戦略会議と、この前、まちづくり推進室ができましたね。それから、今、観光課の中でいろいろなイベントの研究もやっている。こういう各組織との整合性はどんなふうになっているのですか。何か私は、まちづくりもこの観光のあれも同じような気が

してしようがないのですが、すみ分けというのはきちっとしているのですか。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

観光推進の原動力は、その土地に住んでいる住民・市民のまちづくりへの熱意であると言われております。行政主導だけでは観光行政は進展いたしません。また、観光資源に依存するだけでも観光産業の成長は望めません。その土地にしかない観光資源を生かして、そこに住む住民が、それに愛情と誇りを持ち、大切に育てていこうという機運の盛り上がりが必要であると考えております。また、祭りやイベントも、それを行う地域住民がそれに積極的に参加し、みずから楽しまなければ成功いたしません。最近の観光は、そうした土地に住む住民のまちづくり、あるいは人と人との触れ合いや文化を求める傾向がございます。まちづくりは、市民の力、民間の活力が大切であります。市民と行政が一体となった推進が望ましいと考えております。

まちづくり推進室は、そういったことでまちづくりをしておる団体等の指導・育成を今回行うようにしております。観光都市別府という発展は、まちづくりの推進室も同じでございますので、こうした観点からまちづくり推進室との情報交換を密にしながら、住民が住んで楽しいまち、訪れる観光客がふえるまちづくりの方策を探っていきたいというふうに考えております。

○十九番（山本一成君） あのね参事、説明になっていない。今まで観光課だって、観光協会だって、コンベンションビューローだって、それから我々特別委員会の観光だって、いろいろの中で提言してきた。新たにこの戦略会議をつくる。これは市長の公約である、市民の声を聞くという公約に基づいたものでしょう。参事が言ったように、住民のパワーが必要だ、住民の理解が必要だと言うのなら、何で先にこの庁舎なら庁舎で地元の戦略会議をつくらないのですか。

どこかの市長だったと思いますが、やたら東京、東京を引っ張ってきた市長がおりましたが、かつて。（発言する者あり）私は、市長が戦略会議をして新しいまちをつくらうという意欲は買います、意欲は。ただ、手法的に非常に理解できない。この謝礼の問題、それから準備室をつくる問題、これは非常に本末転倒。

それともう一個、確認をしておきます。これは諮問会議ということですから、常時ではないですね。ここに「月一回」と書いてある。そうですね。市長が諮問して、月に一回するのですね。ということは、この諮問会議に常駐の囑託は要りませんね。（発言する者あり）

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

いろんなまた諮問をいたしまして、その諮問に関しまして、いろんな提言がなされてまいります。そういった提言がなされてまいりましたものを、こちらの事務局の方で検討しながら、それを今度は実施段階に移していくようになります。こういった仕事もございま

すし、それから、その会議のためのさまざまな準備、調査、資料の収集、あるいは資料の提供とか、いろんな仕事がございますので、やはり囑託職員は必要ということで仕事を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○十九番（山本一成君） 月に一回の会議ですね。確かに資料を集めることも必要でしょう。しかし、今まで審議会とかあって、観光課で対応してきたのではないの。これは、あなた、観光課の職員さんの能力がないのですか。そう思われてもしようがないですよ、こんなこと言いたくないけれども。

ですから、今までは準備室で準備の委員、一步譲って、この戦略会議をつくるための準備室の、例えば人選をしたり予算をつくったり、いろんな資料を集めたりするのに準備室が必要でしたと、職員が一人では足りません、そのために囑託を三人入れましたということ、一步譲ってそれを認めたとしましょう。これから月に一回定例会がありますね。月に一回のために三人の囑託、四人。四人も要りますか。資料の提言があって資料をまとめるのは、これは観光課の中の事務分掌の中にあるではないですか、企画すると。何ですか、この事務分掌は。

ですから、今いろんな行財政改革が言われている。まちづくりに私は金を使うなと言っていない。ただ、諮問機関というのは、あくまで諮問機関ですよ。諮問機関を置くために何で準備室までつくって、常駐の部屋までつくる必要があるのか、観光課で対応できないですかという質問をしている。（発言する者あり）

○観光経済部長（東昇司君） お答えいたします。

準備室を立ち上げまして、今、人選に準備してやっております。ひとつ、今回の普通の諮問・答申という形でなく、また諮問していただいても、最後に終わって、この期間が一年と定めております、長くても。一年間で答申をいただくという形もあろうかと思いますが、月に一度また分科会等を開いて、その場で予算的なもの、経費の安い、かからないものでよければ、即実践していこう、実行に移していこうと。予算等かからないものでいいものがあったらやっっていこうという考えですので……（発言する者あり）そういう形で長い期間で一年間という形で、一カ月に一回の分科会等も考えておりますので、東京の方は……（発言する者あり）三つの分科会をつくっておりますので、そういうことでよろしく願います。

○十九番（山本一成君） 課長、諮問機関というのは、あくまで提言する機関なのです。その諮問機関の言うなりに観光課が動く必要も何もなし、動いてはいかんでしょうが。あくまでまちづくりに対する参考意見を聞くのでしょう。その推進戦略会議が、別府市の予算を立てるのですか。別府市の観光行政を推進するのですか。そんな実行なんかできるわけないでしょう、そんなの。諮問機関というのは、あくまで諮問機関なのです。それを逸脱した権利を与えてはいかんのですよ。そうではないですか。

だから、一年間なら一年間もらったその会議を、民間のノウハウでいいですよ、会議をもらってください。今までの観光を打破するために市長がつくる会議でしょうから、それはそれでいいでしょう。ただ、そこのあり方が、変なふうになっちゃいかんですよ。別府市には総合基本計画があるのですよ。我々の議会というのもあるのですよ、議会で審議をしなくてはいけない問題もあるのですよ。今聞いていると、この戦略会議が第一で、今からの別府市の方針は戦略会議が全部決めるのだ、そういうふうにとられてもおかしくないような発言をしているのですよ。だから、あくまで諮問機関は諮問機関の位置づけてきちっと置いておいていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。若干答弁が徹底してなかった点について、お答えさせていただきます。

この戦略会議準備室、現在おる職員は、この戦略会議の事務局を担当させる予定でございます。そのために私ども、当初は観光課の中でできないかということも考えておりましたが、これ、先ほど申しました、「秘密」なんかという言葉を使いましたが、プライバシーの関係もございまして、委員を選定する場合にやはりプライバシーの関係などもあって、別室の方がいいのではないのかというようなことで、別室でさせていただいた経緯もございまして。

それから、観光課の中の職員をとということもございましたが、なかなか事務の、観光課も非常に事務量の多いところございまして、新しいこの戦略会議の事務局を担当させるのにかなりのやはり仕事量があるのではないのかというようなことから、四名をとりあえず配置させていただいたところでございます。そのようなことで、戦略会議の事務局を担当する。

それから、もう一点につきまして、ちょっと答弁間違いがありました。戦略会議の事務局、ここの中で出てきた御意見等、これにつきましては、提言については一年たって提言書をいただくという予定でございますが、中に出てきて御意見などですぐ取り組まれるもの、予算を伴わないものについては、私どもの別の組織、これは市当局でございます。戦略推進本部、そういった名前を考えておりますが、そちらの方におろしていただき、戦略会議の方からおろしていただき、即実行できる分については関係者の御意見、また、この本部の中に関係者、市内部の方、いろいろな方を入れて、そこで十分協議いたしまして、それを実施に移していきたい。最終的には、提言書をいただいて実施する分もございまして、御意見や提言の中ですぐ実施できる部分については、推進本部の方でやりたいという考えでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○十九番（山本一成君） はい、わかりました。納得したわけではないのですけれどもね。もうこれ以上言っても、せっかく立ち上げていくのですから、別に妨害する気はありません。ただ、一つだけ危惧があります。今、囑託職員さんは、あくまで事務局ということで



すから、この人を委員に入れないように。委員に入れたらおかしいことになりますよ。はっきり言っておきます。あくまで事務局は事務局の範囲で仕事をしていただきたい。これはくぎを刺しておきます。

それと、やっぱり市長、私は思うのですけれども、こういうせつかく市長の目玉商品にするというのなら、もうちょっと周到な準備、規則に基づいた行政指針というか、行政手法というか、やっぱり今までにあった行政の機構というものを大事にしてもらわんと困る。思いつきでやる、そんなことは思いませんけれども、少し軽率だったのではないかなという気がします。

それともう一つ。一つ苦言を言っておきますが、市民の意見は市民の意見で結構です。しかし、今まで一生懸命やってきた観光課、観光協会、それからコンベンションビューロー、今まで別府市をつくり、観光をつくり上げてきた人たちを大事にしていきたい。そういうことを要望して、終わります。

○市長（浜田 博君） 大変温かい御指摘と御提言だと、感謝申し上げます。私が観光戦略会議ということで立ち上げさせていただいたこと、このことについて今、いろんな手法の中で非常に不透明な部分があるように感じられていまして、また御指摘をいただきました。私は、純粋な気持ちで、これだけ今落ち込んだ観光再生をどうするのか、このことで私はこの問題を立ち上げたわけでございます。もちろん市民の目線で、市民の声から立ち上げました。そこには、今の別府市観光課が、一生懸命頑張っただけでこれまで来た経緯は、本当に私は尊敬をしております。優秀な職員がたくさんいます。そういう皆さんが、限界の中で頑張ってきたにもかかわらず、今こういう状況下にある。これは、もちろん行政の責任ではなくて、いろんな厳しい環境下にあるというのは全国的な状況でございますから、これをどこが責任どうこうとは言いません。しかし、私が観光再生に不退転の決意で取り組むと言った以上は、この観光戦略、中・長期的な展望、別府市の将来像を描かなくてははいけません。そしてまた、短期的にもこういう部分はやった方がいいではないかということ提言をいただかなくてははいけません。そういう中でこの観光戦略会議は、あくまでも観光課の中に準備室を置かせていただいたのも、それだけ重要な部分を占めるだろう、そして実際にでき上がったときには、私は、戦略本部として本部長を自分がやりたい、その意欲でございます。そして、一年間という期限も切らせていただきました。そして、提言を一年後にいただいて、中期・長期的な展望の政策を皆さんに提言をして御審議をいただくということになると思います。ただ短絡的に、今、短期的に予算を伴うものについては、議会に御相談をさせていただくことは当然でございますが、予算を伴わなくてすぐできるもの、そういったものについては早急に取り上げていきたいということで、準備室を早く立ち上げたことも事実でございます。

そして、やはり事務局というのは、囑託職員は委員にはなれません。当面、事務局とし

てその仕事をしていただくということが基本でございます。ただ、戦略会議というものが、私の諮問機関という形になりますが、提言をいただくための諮問機関ではございますが、そこに私が常時入るわけにはいきませんので、そういう形をとっています。しかし、常に私は、自分の意見・趣旨をそこに反映をさせていただきながら――リーダーシップをもう少し出せという提言もありました――私は、観光戦略会議というものを立ち上げた以上は、本部長となって推進を先頭に立ってやっていきたい。こういうことで、政治手法については、大変不勉強で御迷惑をかけておる点があるかと思いますが、その点の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○二十七番（内田有彦君） なかなか白熱した議案質疑。私が質疑をする前に感じることは、やっぱり行政の人たちは総じてきちっとやはり議会の方に説明をする、堂々とやっぱり物を言うという姿勢がないから、目的は一緒でも、何となく食い違いが生じるということになるので、もうはっきりそう歯にきぬを着せなくてどんどん言うというには、やっぱり整合性をきちっと立てて言えば、私は、議会だってやっぱり市政のために、執行部や市長以下、皆そう努力しておるのですから、ちょっとその辺が欠けているのではないかなと思います。

私が今から質問をしたいのは、特に水道局です。水道局、本当にあなた方は来て浅い、それぞれ来ておる人は皆浅いから、よくそんなことが言えるなということを平気で言っておるわけですがけれども、私は、水道局に三十年おりましたから、（発言する者あり）だから水道はずうっと、私は一貫してそのシステム・やり方等を考えておりますし、当然議員も言うとおり、水道行政は市民のためにあるものだ、これは当たり前のことですね。だから、そういう意味に立ってやはり努めていくということを基本に。これは基本的には一致しておると思うのですよ。ただ問題は、もう何年も前からずっと言われる監査の講評。特に労働生産性と人件費の関係、これは毎年毎年出てきます。その辺はやっぱりきちとした、あなたたちの答えを聞く限り、質問者に的確なあなたたちは答えをしてない、私はそう思う。

この監査意見書の中にも的確に私は指摘をしておると思いますけれども、要するに目安としては確かに全国的な水道事業の規模の内容・実態、さらには類似団体、この辺が一つの参考の指針となる、これは事実です。ただ問題は、ここにもちゃんと書いてあるとおりに、それぞれ事業の規模がある。別府市の場合、大正十三年ですよ。類似団体なんというのは、ひどいのは昭和四十三年ぐらいに初めて水道事業を布設したところもあるのです。そういうところは、もう取水は全部水を買って給水するだけですから、全然職員は要らないというところがある。あるいは、配水管も、だって新しいところはほとんど効率がいいわけですから、別府みたいに全部で三百キロぐらいの配水管網をずうっと持っておるわけですから（発言する者あり）、それから取水の対応、これまた改めて言いますけれども、

さっき変なことを言いましたけれども、取水というのは、いかにやっぱり水源というのは確保しておかんと、今こういう時期ですから、こんなことを言っているけれども、今から十五年、二十年前のあの湯水のときはどうでしたか。当時、各市争って一トン取るのに一億かかった時代があったのですよ。別府の行政の場合で一番ほめられたのは、水道行政だったのですよ。常に先手先手を打ちながら、観光立市ですから、観光立市に水がなかったらこれはだめだという、そういう基本のもとで、今九万三千トンという水を実は取っておるわけです、能力を持っておるのですよ。

それは、ちょっとさておきまして、要するにそれぞれの類似都市のことはもちろん参考にしても、立地条件それから取水の対応、建設期間・時期等々、ここにきちっと書いてあるではないですか。その辺をやっぱり今の、では水道事業の実態からしたときに、どういうふうにすればベースは、市民の人が、水道法であるでしょう、まず豊富である、低廉である、安全である、この三つが原則ですよ。そして、片やそれに対して経済性の発揮、できるだけ経済性を発揮しながら、基本的にはいつでも水が飲める、そして安全な水、そして豊かな水、これが基本ですから、そこをベースにして物事を考えるということだと思っております。

先ほど、あなた方の話を聞いて一番引っかかるのは、今回、私も初めてこういう質問をするのですけれども、余りにもあなた方の答弁が、きちっと基本がしてない。考え方は同じと思うのですよ。当然これは労使関係もあります。労働組合だって同じ考え方を持って、あなたたちにどんどん言っているではないですか、提言しているではないですか、早くしましよというのを。それが証拠に、今、水道局の職員はどうか。定数百二十ですけれども、今は百一名です。しかし、そのために嘱託六名、臨時十名を入れなくては、今、水道事業をやっていけないのが実態ではないのですか。先ほどの答弁を聞いておると、三月末をもってそんな人を皆なくすと言うけれども、なくした後、ではあなたたちは、今の水道事業をどうしようとしているのですか。なくしてやっていけるのですか。そういう実態ではないでしょう。

ですから、要するに問題としては、まず人間を幾ら減らすかという、そういうことではないのですよ。その事業を一つずつ積み上げ積み上げ方式で最低の費用、経済的発揮は、何をどう外注したらいいのから始まって、初めてそこで別府市の今の取水の問題あるいは今の漏水の問題あるいは破裂の問題、そんなところを今の状態でどこに、どう受け皿をつくっていくのかということ等をしながら積み立て方式をして、そしておのずからそこで人間が決まる。そうすれば議会の中で堂々と言えるわけでしょうが。これはこうこうこうあるから、これでやります。もしこれができんときは、取水不良を起こし、市民に満足な供給ができないということにつながってくるのですから、現に水道局にどれだけ、何件が……、水の出が悪いと行ってどんどん地域から言ってきているではないですか。あなたた

ちは、それを予算がないとか何とか言ってせんではないですか。こういうようなことこそどんどん早くしなければ悪いことなのですよ。そういうような市民をベースに置いて事業をしていく。事業をするときに、今の直営の部分をいかに受け皿をつくって、そしてその受け皿が、何年かたったらおらんようになるようなそんな受け皿ではなくして、きちっとしたことをやはり見据えながら、今のある人間・職員、年齢構成がありますから、これは当然新卒を入れればずうっと、一人が退職すれば恐らく半分以下ぐらいの人件費になるのではないですか。そういうふうに新陳代謝を図りながらやはり職員の年齢構造というものがずうっと平均していく。つまりピラミッド型になっていく、そういうような人事配置をして、そして、そこから可能な限りのつまり受け皿の会社をつくっていく。あるいは、局直営のもとに委託をしてしっかり管理をし、市民が安全でいつでもおいしい水が飲める、そういうことが私は基本と思うのですけれどもね。

その辺、あなた方の考え方というのは、もう何かこの前の答申におびえて、そして、それをベースにしながら五十何人、それにしなければ悪いなんて、そんなことをして、片や取水不良が起こったり、あるいは浄水場がおかしくなったりとか万が一のことがあったとき、ではどう責任をとるのですか。そこら辺がしっかりして、足を地につけながら計画性を持ちながら、今の職員の年齢層を考えながら、そしてやっぱり可能な限り、さっきあなた方が言ったように効率化を図っていく。これは、私は当然の水道局全体の義務だと思っておりますから、それについては労使でも異存ないようですけれども、なぜか議会答弁では、どんどん押しまくれていく。

私は、質問をするよりも、まず料金の問題からいきましょう。二十六円の利益が出ておる――十番議員ですか――全国的にはマイナス九円でやっていくのだと。その原資はどこかというふうになりますと、これはもう常識でだれが考えたってそうですよ。水道事業で水道料金収入以外にそんな収入があるわけがない。恐らく水道料金収入が九十六、七%を占め、あとはその他費用ですから、出ていると思いますよ。ところが、それがマイナスになっておるから、ではどこからそんな収入があるのかというのは、それは、私は行政からの繰り入れとかそんなものしかないと思いますよ。企業から寄附なんてのはあり得んと思いますよ、水道事業に。そうすると行政から出すということは、これは税を、行政に使う分を水道局に出すなんというの、そういうことはちょっと……、まあ、その市長とか、そのいろんな市民感情の中でそれが出ているところはいいにしても、基本的にはやはりこれは受益者負担の原則に基づいてやっていくのですから、その辺はしっかりした私は論旨を持ってやってほしいと思います。

と同時に、水道事業というのは、もうわかっておるとおりに、収益的収支と投下資本というのが要るわけですね。だって、投下資本というのは何のためにあるかということ、配水管網を整備したりダムを改修したり、あるいは取水口をいつでも整備をしていく。これは

水道局に課せられていることでしょうか。それはつまり投下資本ですから、一般会計で言う収入対支出だけではないのです。逆によそから借りるか、あるいは利益を上げたその利益をもって、そして当たるしか、やっぱり水道の施設というものを常に改善しながら、安全な豊富なそういう水体制というもののための資金が絶対要るわけですから、これはプラスマイナスゼロとかいったら、ではその資金はどうするのかというと、現状、別府市でいった場合には借り入れしかないのではないですか。起債を起こしますか。起こせば、これは借金ですから、それはまた料金にはね返ってくるのですよ。金利を払って料金に、市民から料金としてはね返るよりも少し余力を持って、それをもって全体的なやっぱり安全な水道事業というものを私は基本的には推進する。基本的な考え方は、そういう考え方が、あなたたちは基本的にはない、聞いておると。

それから、これも言いますけれども、さっき配水能力九万三千トン。もう今はこんなもの要らんのではないかなんて、私はびっくりしました。これを統廃合したらどうかなど。さっき言ったそんな話をし、十番議員がそう言ったら、その方向とか何とか、そんな話を私は聞いて、本当にびっくりしたのですけれどもね。冗談ではないですよ。水道は、水源をたくさん持っていなければいけません。万が一、何ぼ持っておっても、幾ら余裕があってもいいのですよ。今、やっと九万三千トン。九万三千トンと言うけれども、実際、では配水能力は何ぼあるのですか。本当の取水能力、九万三千トンないでしょうが。私は内輪のことだから、余り言っておるとあなたたちもおかしくなるかしらんけれども、ないのです。その能力がない。なぜないかということ、朝見川を中心としたあれが、一番原水として安いから、効率化を図るということであれを全部どんどん取り入れるから、自然に金のかかる地下水、これは動力費がかかるから、電気代がすごいからね、動力代が。それで、なるだけやっぱりそういうものを効率化を図るためということで、ずうっととめておるではないですか。あれは、一遍とめたら、長くとめておったら、例えば温水なんかは今何ぼ、二万二千トンぐらいあるのですか、取水能力は。しかし、今、かけてごらんなさい、二万二千トン上がりませんよ。やっぱり試運転をしてやらんと、もう水が上がる取水口が小さくなるのですよ。そんなことをね。それとか、その他小さな三千トン、二千トンとか、いろんな取水をうちはしておるよね。それをほとんど今とめるというような話をして、水源の一元化なんか、とんでもないような話です。それこそ笑われますよ、そんなことしておったら。今は、それこそ何ぼでも水が欲しい。別府市の水源というのは、これは確保せんといかんのだから。そんな答弁をしておったら、私は、あなた方は本当に水道事業のために思っておるのかな、市民のために思っておるのかなという気がします。あなた方が卒業したって、別府市というのは永遠に続くわけですから、先達の人たちは、そのためにどれだけ苦労して、当時「へえっ」というような大分川取水なんか、これは荒金市長の時代にしたのですけれども、当時のお金で十六億ですよ。昭和三十六年か七年です。もうびっくりす

るような金を出したけれども、思い切っていたがために、別府市は湯水もなくずうっと来て、とてもすばらしい水道行政と言われておったのですよ。

それでもってきて、もちろん一時的な不況が、ちょっと長過ぎますけれどもね、だから、もう要らんからそんなことをしようなんぞ、基本的な考え方がおかしい。第一、水に対する対策というような認識がなさ過ぎる。それと、水道事業の経済的発揮というものについてのあなた方の基本的考え方が、人間ありきだと。人間を何十人と、それに合わせて業務をする。それなら、後はどうするのですか。委託をする、結構です。それなら委託する会社が、しっかりした会社があるのですか。現に去年、これは水道ではないですけども、ガスが全部民間委託をしましたね。現状どうなっておりますか。わずか民間委託して三年。市民は、都市ガスについて大変皆困っておるではないですか。総務省の統計をあなたたちは見ておりますね。総務省の統計の中で、水道事業の民間委託が余り進み過ぎて、市民にもものすごく不満が出る、被害が出たという実態もちゃんと統計であなたたちは持つておるでしょうが。そんなことがあるのですから、別府の場合も、当然今からやはりできるだけ安く、できるだけ料金値上げを延ばす。そのためには、きちっとした土台というものは、やっぱり市民生活が十分な水というものを、市民にそのしわ寄せをしたのでは意味がないのですよ。そこがベースになって初めて最小限の精鋭部隊をつくりながら、そしてその管理のもとできちっとやっぱり業務委託をするところはずっとする。そういうような基本姿勢が、あなたたちはどんどん何で議会の質問に言わんのですか。御無理ごもっともみたくない、そんな話をするから、何か聞いておる者は、ああ、やっぱりそうかなと思うのです。そこら辺をはっきりとした水道行政というものをきちっと議会に言われたらどんどん答弁し、そのことについて論議をかみ合わせていく、そういうことがやっぱり一番今は必要だと思っております。

ですから、このことについて私が答弁を求めると困るでしょうから答弁は求めんけれども、しかし、今言ったことは大事なことから、これは十分に議会の皆さんにきちっとした水道の姿勢というものを、答申が出、今年度中にはもう労使でそういう推進会、きちっとした機関もここに持つておるのでしょうか。それをどんどんやっていくのだから、少なくともやっぱり十二月かあるいは三月議会ぐらいには、当面こうするのだ、これにはこうするのだ、これはこうだと。では、そのためにはこういう問題点があるということをはっきりと議員に知らせるべきですよ。そうすれば、議員だってみんなその道のそれぞれの見識を持った方ですから、「ああ、そうか、それならそれでやれ」ということになるのですね。いたずらに労働生産性を取り上げられて振り回されたり、あるいはさっき言ったように、料金が高いではないかとかね。二十六円今取っておるから、それについては、こうこうこういうふうにします、こうしますということをきちっとやっぱり述べていくとか、そういうことをあなたたちがはっきりせんから話がおかしくなるので、私は、我田引水では

決してないのですけれども、長年おってそのことをよく知っておるし、現状もよく知っておるし、あるべき道というのほぼ知っておりますから、しかし、それは労使できちっとして議会に、こういうふうに出すのだといってやっぱり理解を得るということ、きょうの十番議員と二十四番議員の水道局の答弁について非常に私は納得できんし、そんなことをしておいたらあなたたちは最後やりきらんごとになってしまう。そのうちあなたたちが卒業してしまったら、また困るので、もうきちっとやっぱり、ことしじゅうにその辺のめどをつけながら、年次計画を持って、そして何回も言うけれども、今の職員数の問題、その年齢構成。これを一人二人退職、五人ぐらい退職したら、ぐうっと人件費も下がったりするのですからね。その辺もしかし、やっぱり後進に、後の人をやっぱり入れていくとか。例えば欠員が何人あったら何人ぐらい入れて、そして十年ぐらいを一つの目安にしながら、今の水道局の年齢構成を定めるとか。今、臨時・嘱託の職員を、あなたたちはもう要らんものというようなことを言っておるけれども、あの人たちがおらんようになったらどうするのですか、だれが仕事をするのですか。あれは完全にやはり私は、効率化の一環と思いますよ。本来業務ではないですか、みんな臨時職員がしておるのは。あれだけの仕事をです。これもやっぱり今の時期、一番いい姿だなと私はそう思っておるわけですけれども、そういうことを加味をしながら、堂々とやはり議員に対する問題点は、私は答えるべきだと思う。だから二十四番議員の言った、「どうするのですか、今から」と。基本的には私は一致しておると思うのです。なるだけ安い料金で、なるだけ今の効率的な水道事業運営。そのためにはどこの部門が外注させられるのか、あるいは直営の中で委託方式にするのか。それは、水道事業というのはそんなに広いことはないわけだから、もう職場の範囲を見たらわかるでしょうが。

今から何年前、阪神・淡路大震災のとき、神戸水道局が市民からどれだけ感謝されたか、あなたたちは、そんなことは水道局におらんかったから知らぬのだろうけれども、それはもう、ものすごく感謝されたのですよ。というのは、神戸市は、直営は持っておかんと何かあったときには大変なことになる、というのは、直営で配管網がわからんと、漏水したりいろいろ、破裂したら、とめようがないのですよ。そのうち水源が空っぽになるのです。そのときに神戸市ではそのための直営部門というのを持っていたのですよ。その人たちが、四日も五日も寝ないでずうっとよくして、一番よくなったのは水道ですよ、水道がずうっと。もちろんバケツ持ったりしてそういう給水もしましたけれども、給水管の修理が一遍にたあっと直ったのですよ。そのときは、ああ、さすがはやはり、そういう地方自治体がそこら辺をしっかりとってないと、何かあったときは大変な問題だということで、大きく評価されましたけれども、もうだんだん今みたいになると、そのことも忘れられておるけれども、その辺はきちっとやっぱり水道局が握ってないと大変なことになるわけですから、そういう問題も含めて、もう答弁は要らんけれども、その辺は今から早急に水道

局の労使なりでその辺の話をしながら、そして議員に説明をする。議員が納得できなくても、こうあるべきだという、あるいは納得できるような方向でいくとか、その辺があなたたちは一番欠けておるから、そこら辺だけ私は、大きく強く強く指摘をしておきたい。答弁しますか。する……。 (発言する者あり)

○水道局長(宮崎眞行君) 内田議員さんが水道局出身ということで大変水道局を憂えてのお話をしていただきましたが、今、議員さんおっしゃるようなこと、私も大体同じような考えですが、きょうは議案質疑ということもありまして、一応提案をすると、こういうこと、提議するということなので、私の方で今、内田議員がおっしゃったようなことの反論といえますか、水道局としての方針等も特別いつてこういうような意見だということでお聞きしたというようなことが主になっているかと思えます。

それと、臨時と嘱託の職員をなくすというような件につきまして、私の方から申し上げましたが、これは今月中に検討委員会を、名前はまだ決まっていますが、そういうようなものを内部で設置しまして、その中でいろいろと議論をしていくということでございまして、その中で実施できるものは順次実施するというところでございまして、そして、来年の三月をめどに、とりあえずどういうふうなものが実施できるのかなというようなことになりまして、そのときにうちの水道局の職員をどういうところに配置してやっていくかというところで、そのときに臨時・嘱託はないものにしてというのは、臨時・嘱託は考えなくて何もなしということ、職員だけを考えてやっていくつもりですという、そういう基本姿勢を申し上げましたので、来年の三月をめどでというのは、そういう意味でございまして、もちろんその中で、臨時あるいは嘱託がどうしても見直した中でも必要だということであれば、絶対雇用しないということではございませんので、その辺のところは御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○二十七番(内田有彦君) やっぱり言葉に気をつけなければいかんわ。「反論をする」とか、そういうことはよくないね、議会に対して。あるいは、何というか、あなたたちは水道行政を推進する側だから、そうではなくて堂々として水道局としての持論をやはり訴えていく、そういうことですね。そういうことではないと、やっぱりうまいこといかんわ。

それはそのようなことで、何かしら、ただおどおどしたような、そんなことではなくして、きちっとした水道事業というものを、別府市の水道事業のあるべきもの、よそと比較をされても、別府市の場合はこうですよというものをきちっと理論づけしながらやっていくということ、ぜひ立ち上げて、今年度中にその辺をアバウトなやつを出しながら年次計画を出すということですね。早急にすれば、また議会の方も、私は一定の理解は示してくれると思っております。

ちょっと北部コミュニティーセンターのことで、もう言うまいかなと思っておったのだけれども、ちょっと触れたいと思います。



これは何か初めから、本来、何というか、物事というのは、まずやっぱりその計画があって、そしてそれに基づいて一応のいろんな設計書なんかができ上がって、そしてそれから予算が上がる、これが普通ですけれども、今回の場合は、多くは言いませんけれども、緊急避難的と。三億の金が降ってわいた。では、これを何かいい方に使おうということで、六月着工を、市長がかわったから、市長としてもう少し民意も聞きたいし、思い切って少し延ばしながらやりたい。その辺は私は理解できます。

問題は、どうも――きょうも十二番議員から質問が出ておったけれども――はっきりしないのは、これは本来は競輪事業の駐車場として買ったやつですよ。ところが、今の景気の状態から見て、あそこまでとめてわざわざ買いに行く人は、だれが見たっておらんですわ。あんな遠いところからわざわざ競輪にのこのこ行く人はおらん。それがずっと何年か続いて、地域の老人クラブの人たちがあれを有効利用したいという格好で、今グランドゴルフに堂々使ったりしておるわけですけれども、要するにもうここは、まず使わんでもいいだろうという判断があったから、その点、資金の内容が周辺対策地域という限定をされておるから、あそこに行くというのは、私はそうなったと思うのですね。

それはそれでもういいのですけれども、問題は、その辺の行政財産、今のところ競輪の財産になっておると思うのだけれども、そこら辺は事業体が社協でしたね、社会福祉協議会ですから、社協が無償で恐らく向こうから借りて、それを今度は市が借りるというのですか。あるいはそれを事業体である社協というのは、しかし、いろいろ話を聞いてみたら、一階が児童館、二階、三階が高齢者・障害者を含めた、地元の地域も巻き込んだ魅力ある施設にしたいなんて、そんなことを言っていますけれども、問題は、そのとき、その辺の所有権というのかな、社協がただで借りて、そして事業そのものは、社協にはそんな能力も何もないわけだから、事業は恐らく私は市の方で全部せねばできんという気がするのだけれども、どういう手法でそれをしようとしておるのか。

私は、これは質問を当初するつもりでしたから、ちょっと聞いたのですけれども、児童館については、はっきりと社協から借り入れをするのだと。当然借入料、使用料も児童家庭課の方でこれは予算化をして持つのだと。当然それには職員配置についても児童課が全部借りて、はっきりした児童館というのを運営するというから、ああ、その辺ははっきりしたら、私はいいなと思ったのですよ。

問題は、二階、三階部分が、何となくはっきりしてないのですね。これは、社協に運営を任せるといったって、社協がそんなことを私はしきる能力があるのか何か知らん。そのためにまた社協が、だれか職員か何かを雇用しながら運営させるのか知らんのだけれども、そこら辺は、私は、いずれにしたってこれにすべてかかる今からの年間費用が、今三千五百万前後だろうというふうに掌握しておりますけれども、これは市から全部持ち出すわけですよ。社協から持ち出すものは恐らくないと思うのですよ。だから、その点はきちっ

としたものやっぱりつくる方、つくる方というのは金を出す方、社協との話をきちっとして、将来的には建物を建てた土地を競輪事業課がいつまで持つておいたってしょうがないのですから、これはもうはっきり行政財産に移すとか、そんな方法を、手法を、本来先にとらなければ悪いと私は思うのですけれども、やっぱりそんなことをきちっとして、金は全部市が丸抱えで今から運営するのだから、問題は、私が一番心配しておるのは、あの土地ははっきり言って私は魅力がない土地だと思っておる、初めから。あんなところに行ったら、一階の児童館というのは、これは私は使い前あると思う。二階、三階なんというのは、それはよっぽどいろんなアイデアを出しながら、市長があそこに行ったらいいなと、では何をするのかというのが、あなたたちを見る限り、障害者・高齢者用の器具を用意したり、あそこで雑談をしたりとか、あるいは何か調理台をつくったとか、そんなことを言っておるけれども、そんなことでは、「ああ、そうかい」といって、あそこにどんどん自分から足を運ぶような人が私はいるとは思わん。

うちは中央町の二区の自治会で、二区の自治会を挙げて、困ると。あんなところではなくてほかのところをしてくれということを決議しましたけれども、あそこから歩いてあそこまでお年寄りには行かんですよ。では行くのは、どうしたら行くのかなというのは、内容によろと思いますよ。それと障害者・高齢者にかかわらず、やっぱり地域全体の、高校から、小学校から中学校から、幼稚園、そんな人もあそこを利用できるような、そういう複合施設。私にアイデアがあるわけではないけれども、そういう広くやっぱり巻き込むようなエリアを持つような、そんな多目的というのですか、これを限定せずに多目的にやっぱりあそこで演奏、演奏会とはどうか知らんけれども、そういうようなグループとしての室内でいろんなものができるとか、そういうような幅広く使えるという、そのことをしなくては、恐らく来年度から全部行政が金をつぎ込むのだから、二階、三階は一生懸命それこそ職員が動員して、いろんな人を、今の介護、デイサービスみたいな格好でどんどん集めてあそこに送り込もうと、また帰りは送るとか、そんなことをしておいたら、これは何のためにつくった施設かわからんですよ。だから、そんなことのないような創意工夫、言うのは簡単だけれども、そんなのは難しいと思うけれども、もともとそれをあなたたちが建てるというから、しょうがないです。そこにそういう、昼間は小中高生が来たりとか、夕方になるとお年寄りが来たりとか、生涯学習も取り込んだりとか、いろんな方法があると思うから、ぜひそのことをまずやっぱりきちっとして、そして地域の人に説明して協力を求め、老人会やらいろいろある、子供会の会があるから、そんな人にやっぱり「使ってください」ということをPRしてやっていかんと、私は、これは大きな金をつぎ込んだ割には、ただ三億がただぐらいいに思っておいたらこれは大間違いで、永久に続くのですから、その辺をものすごく心配をしておりますから、いずれにしたってコンペをした、「コンペ」と言うのですかね、あれ。何か設計... ..（「プロポーザル」と呼ぶ者あり）プ

ロポーザル、これは大変いいと思います。それによって予算額も三億六千万決まっているのだから、それについてこういうようなものというのが出てくるから、それであなたたちが審査をして、それをもって地域の人たちに話をしながら、意見を聞きながら、ぜひ二階、三階については、ああ、まあまあよかったなど。もう絶対いいなんて、私は初めから思っていないから。しかし、余り捨て銭にならぬかったなというぐらいは、心を締めてひとつやってほしい、そういうふうに思います。

○二十五番（岩男三男君） 土木課長と都市計画課長さん、お入りください。議案に忠実に質問をしてみります。

二十二ページの商工振興費の中に緊急雇用創出対策事業に要する経費が計上されております。これは企画で上がっておりますけれども、実質使用するのは土木だと思いますので、この緊急雇用、いつからいつまで何人を採用して、何をしようとするのか、その点からまずお答えください。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

緊急地域雇用創出特別基金の事業費の追加額についてでございますが、追加額といたしまして一千三百三十九万八千円をお願いしております。これは、街路灯及びカーブミラー設置の実態調査を行うことによりまして、市内全域の設置状況を確認し、今後、新設や撤去、取りかえ等を効率的に行うための資料を作成するものであります。

この事業費の補助率といたしましては、一〇〇%の国庫補助の率でございます。実施予定期間といたしましては、平成十五年十月一日から平成十六年三月十日までを予定しております。

また、雇用就業予定者でございますが、一応十二名を予定しておりまして、そのうち十名はハローワークからの募集で対応していただきたいというような感じで委託を考えております。

それから、実態調査の対象件数でございますが、街路灯につきましては六千五百件、それからカーブミラーにつきましては八千件ありますので、その実態調査を行う計画でございます。

○二十五番（岩男三男君） 建設部長、よく手を挙げてくれました。昨年十一月、たしか昨年十一月だったと思うのですけれども、企画調整課が各課に、どこかこの緊急雇用対策事業をやってくれませんかと言ったけれども、一〇〇%の補助金が出るのにどこの課も手を挙げなかったときが一度あるのです。今回こうして今、そして八千カ所、街灯が六千五百カ所。こうして見ると別府市の世帯から見れば約十一軒に一カ所街灯がついているということになりますよね、概略。またカーブミラーが八千件。大変に時宜を得た調査だと思うのです。特に温泉地であるために、時々街路灯にしてもカーブミラーにしましても、根元が腐って倒れている。特に明礬とかあるいは鉄輪地域、ここら辺は非常に危険な地域

がたくさんありますので、調査をしていただくとともに、この街灯もカーブミラーも背番号制といいますか、ナンバーをつけていると思うのですけれども、それらも含めて、今そのナンバー制についてはどうなっているのか。点検については、今概略ありましたけれども、そうした腐敗、危険防止、ここらを特に注意してやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

先ほど、課長が答弁しましたように、これは、歳入は商工課サイドの緊急雇用創出事業ということで、実施に向けましては道路管理者が行うという制度でございます。

議員の御指摘のように、旧来からかなりの数のカーブミラー、また街路灯の腐敗等がかなりひどうございます。近年は、図面にプロットといいますか落としまして、台帳整備はしておりますが、過去二十年たつものもかなりあります。その辺の把握を一応この事業によりまして行いまして、その折には調査の項目として、設置年度がわかる分もすべて調査するという項目が入っております。わからない分については当然不明になるわけでございますが、それをもとに、市民の方から要望があれば、すぐに対応できるということで台帳整備、また図面整理をしていきたいと思っております。これができましたら、対応もかなりスムーズにできるのかなと思っております。

○二十五番（岩男三男君） このカーブミラーの調査とあわせて、予算的な部分もあろうかと思うのですけれども、ミラーの清掃というのがほとんどなされてないと思うのです。だから、この際、半年間一〇〇％国の国庫補助金で雇用の創出。この不況に失業率が多いとき、特に若者の就業が非常に厳しいときに、十名の人を半年間であるけれども雇用していただけるということは、大変ありがたいので、ミラーの清掃も可能かどうか、そのところも検討していただきたい。

あわせて、企画調整課におきましては、この事業に対して参画しない市町村がたくさんあるわけです、別府市でも手を挙げなかったときがあるように。だから、これは県に問い合わせ、さらに十二月議会、ここでもできないかどうか、ぜひ県の方と連携をとっていただきたい、このことは要望しておきます。

さて、次に二十四ページ。県の施行負担金の追加額ということですが、すべてを説明すると時間が長くなりますので、駅前通り、これに対してはどう対応していくのか、この部分だけ説明をお願いします。

○土木課長（金澤 晋君） 議員さんのお尋ねの県負担金の追加額についてでございますが、その中で舗装道の新設事業といたしまして別府停車場線、要するに駅前通りでございます。これの県事業の地元負担金といたしまして、六百万円を今度追加額としてお願いするものでございます。これは負担率といたしましては、五分の一地元負担となっておりますので、事業費三千万の中の五分の一でございますので、六百万円を負担金として追加要

望させていただくということでございます。

○二十五番（岩男三男君） 何をするのですか。中村市政のときにこの駅前通りを烟台の御影石を敷きまして、私もこの道路の件で何回かここで取り上げて、ドミノ倒しのように次々と傷んでくる。県がよく受け取ってくれたなという思いはするのですけれども、それにしても、本来は県道は県が全部一〇〇%、例えばつるりん通りにしてもいろんなところを、別府市の負担金というのではないと思うのですね。これはなぜ、いつまでこの負担金が続くのか。そして、この三千万。別府市が六百万円出して、どことどの部分をどうしようとしているのか、説明してください。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

今、駅前の質問がありまして、その答弁を課長がしましたが、この負担金というのは、県が一〇〇%持つわけではございません。街路事業また道路事業につきまして十分の一の負担、また事業の内容によりまして負担率が違いますが、例えば急傾斜地は何分の一、河川であれば何分の一というようなことであります。この舗装道新設事業というのは、維持管理上の事業でございます。そうすると、どうしても負担金が高くなる。過去、議論が何回かありましたこの駅前通りにつきましては、県サイドもこの烟台石をこのままでいいのかという議論は、今持ち上がっております。例えば歩道だけ烟台石にして、車道はアスファルトでいいのではないかという議論も持ち上がっておりますが、何せかなりの事業費がかかるということで、また、そうかといってそのまま現状を放置すると、かなりの浮き石があります。その補修を県にもお願いして、県が施行するわけでございますが、別府市が五分の一の負担金ということで、その六百万がどの位置かということとは明言できません。というのが、今県が行っているのは補修ということでございます。どの路線、どこからどこまでを全面的にやるということではありませんで、補修をやっておりますので、その負担でございます。いずれこの路線につきましては、今、議員がおっしゃいますように、何年かかるのかという問題もありますので、これにつきましては、私どもも県と協議をする段階になっております。

○二十五番（岩男三男君） 市長、この別府市の一番玄関、駅前通り。こう薬張りみたいで余りにも見苦しい。しかも、こうした形で六百万出して三千万の修復費ということでやりながら、やればやるほど見苦しくなる。むしろ抜本的にここはもうアスファルトにして、こう薬張りみたいな至るところ、これは早期に県と協議をして……。幾らかけても、次々と傷んでいく。だから、一遍にかけるのが大変だ。それは別府市の事業負担が、本来は別府市が県道に要らん金を使ってやったために、後年度負担が、他のところも十分の一が要るという、先ほど部長の答弁がありましたけれども、ぜひ市長もこの部分、ここでいろんな別府市の祭りもやります、通行どめになってやりますけれども、特に目が見えない人、こういう人がここを渡るときは大変困るという声もありますし、ましてやこれをやればや

るほど道路が醜くなっていくわけですから、この点についてはぜひ県と協議をして整備を早くするようにしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（亀岡丈人君） この件につきましては、県とも前向きに協議させていただきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） よろしく申し上げます。

次に、二十五ページの街路事業費について、二つあると思うのですが、説明を求めます。

○都市計画課長（松岡真一君） 御説明いたします。

これにつきましては、県施行街路改良費の負担金でございます。二件ございまして、まず路線名から申しますと、富士見通り鳥居線でございます。この事業の範囲でございますが、南立石小学校から、今、高速道路のガードがありますが、上っていきますと高速道路がありますが、ガードの少し下まで、約千三百メートルでございます。この分の工事の平成十五年度の県事業といたしまして、五億八千五百万予定しております、このうちの別府市の負担金六千五百万。それからもう一本の道路の路線名でございますが、山田関の江線でございます。山田関の江線につきましては、秋葉通りから今鋭意整備をしております青山通り、この六百六十メートルでございます。この分の平成十五年度の分につきましては、県の事業費といたしまして四億円。この分の別府市の負担金といたしまして、四千五百五十万でございます。トータルいたしますと、平成十五年度の県の事業費の別府市の負担金は、一億一千五百万でございます。当初予算といたしまして、六千百万ほど上げさせていただきましたので、今回、補正といたしまして、残額の四千九百五十万を上げさせていただいております。

○二十五番（岩男三男君） この着手した年度と、完成予定年度はいつになっていきますか、両方。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十七分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○都市計画課長（松岡真一君） 県施行負担金につきましては富士見通り鳥居線及び山田関の江線の事業期間についてのお問い合わせでございますが、富士見通り鳥居線につきましては、平成四年九月に着手いたしまして、完成年度の予定でございますが、平成十七年度、つまり平成十八年三月三十一日の予定でございます。それから山田関の江線でございますが、事業は、着手につきましては平成八年三月に着手いたしまして、これも同じ平成十七年度、平成十八年三月三十一日に竣工の予定でございます。

○二十五番（岩男三男君） 予定どおり進行しているのですか。完成めどがそのとおりで

きるのか。まず、この山田関の江線。工事がかなりおこなわれているのではないかと思うのですけれども、例の天理教の買収汚職。「買収通り」、「汚職通り」、市民の間からそういう声が上がっています。市の職員も県の職員も大変やりにくいと思いますけれども、少しでも早くここが実現するように努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、今のペースでいったら予定どおりいくのかどうか。まずこの山田関の江線。

あわせて、ここは道路が非常に広くなりまして、信号機がないと渡れない部分、あるいは横断歩道の押しボタン式の信号機がありますけれども、時間が短くて渡れない。最後まで渡りきれない部分があります。このようなことも十分調査しながら、そして流川から一丁市役所通り、公民館寄りの縦通りには信号機がないために、子供たちが通学するときに大変に苦慮いたしておりますけれども、こうしたところに対する考え方もあわせてお答えください。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

山田関の江線についてでございますが、進捗率につきまして、今回議決いただきますと、平成十五年度の末で進捗率が八二・八％あたりに行き着くというような状況でございます。

今お尋ねのありました、道路の道幅が広くなることにつきまして横断歩道の危険性でございますが、これは、別府警察の交通担当と打ち合わせをしております、これにつきまして、私どもの意向、これは何でそういうふうに申しますかといいますと、直接に事業主体は県でございますが、県だけではございませんものですから、やはり私どもも県の事業主体と一緒に交通関係の担当と打ち合わせをしながら、歩道それから信号についての設置については協議をいたしておりますので、今後も十分安全確保できるような措置をとっていきたいというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） ぜひ警察とも打ち合わせをして、安全対策も十分考慮しながら進めていただきたい。

そしてまた、青山通りから富士見通りの間、これも拡張計画があるけれども、いまだに事業認可をしてないようです。ここも含めて別府市の交通網の整備のために観光客等も非常に市内が混雑してシーズンには困っておりますので、できるだけ早く推進をするように要望しておきます。

さて南立石鳥居線ですか、富士見鳥居線。これにつきましても、完成予定が十八年三月ということですが、ここにおきましては、例の堀田東温泉の裁判が行われております。裁判そのものの内容については私は触れませんが、早期にこれが決着しないと、県の方から立ち退き交渉にも入れない、このような情報を聞いております。また、その下の市営住宅。住宅名がわかったら教えていただきたいのですが、この市営住宅の立ち退き、これも推進しなければならない。このようなことを考えたときに、この富士見鳥居線の工事の時期、かなりこれは橋というか、高架等になりまして、相当な工事を要すると思うの

ですけれども、この裁判がネックになって工事がおくれるようなことがないのか、その点についてお聞かせください。

○土木課長（金澤 晋君） ちょっと御説明申し上げますが、別府湯布院線といいまして、横断道路と別府の鳥居線が交わっているところから下、東温泉までを道路事業として整備しております、高速道路の下のところですね。それから下は、南立石小学校、そこまでは街路事業として整備しておりますので、補助金をもらうところがちょっと変わっておりますので、まずそれを御説明させていただきまして、土木課の担当であります道路事業、道路事業について御説明させていただきます。

道路事業と申しますと、先ほど申しましたように、鳥居の交差点、横断道路と湯布院線が交わる交差点、別府酒類があるところから、それから下、高速道路が通っておりまして、その十メートルぐらい下までが道路事業になりますので、その部分について御説明させていただきます。これにつきましては、延長が約九百六十メートルあります。そして、平成六年から事業を実施しておりますが、今までには約六九・五％の進捗率と聞いております。これは、用地交渉が大部分を占めておりまして、県の説明では、平成十七年を完成目途に現在工事を行っているというような説明を受けておるところでございます。

○都市計画課長（松岡真一君） 富士見通り鳥居線の都市計画部分について、お答え申し上げます。

富士見通り鳥居線の都市計画部分の街路の整備の状況でございますが、平成十五年度の末で五九・六％、約六〇％の進捗でございます。おっしゃいますように、現在、平成十五年でこれが五九・数％、六九％でございますので、平成十七年度末の完成は、到底望める状況ではございません。これには非常にお金がかかることがございまして、高架橋が通ったりいたしますので、かなり状況としてはおくれる方向でいくのではないかというふうに考えております。

それから、私どもの都市計画部分の所掌します部分に、向原住宅のC棟がございます。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

今、都市計画次長が申しましたように、向原住宅は、都市計画街路の富士見通り鳥居線の範疇でございます。一番県道に面しました住宅、ちょっと棟名は忘れましたが、それは当然用地買収の範疇に入っております。県の方も、別府市に用地交渉をするべく準備をしておりますので、市といたしましても、入居者がおります。その交渉を今しているところでございます。

○二十五番（岩男三男君） 観光経済部長は知らん顔をしておるけれども、いいのですか。裁判の内容については触れませんが、早期決着を図るように、ここが解決しないと、この道路の拡張計画がおくれていくわけですよ。そうでしょう。だから、これを早期に決着を図り、道路拡張を推進してほしいということをおっしゃったのですけれども、これはもちろ



ん温泉課が担当かと思えますけれども、総じては観光経済部長だと思えますが、いかがですか。

( 答弁する者なし )

○二十五番(岩男三男君) もういいでしょう。だから、あなたの所管なのです。県と協議をするまでに裁判の日程をできるだけ早く、裁判をしているのだから、それがどういうふうに出るかは、それは裁判所が決めることですが、いつまでもいつまでも何年もかけていたら、道路の拡張がおくれますので、できるだけ早く解決するように裁判のペースを上げるように取り組みをしていただきたいということを言っているんですよ。

それから、向原のC棟。これにつきましても、同じように立ち退きに遭うわけですが、県と別府市の交渉です。ともに別府市と県の交渉事です。だから、これらに対しても、県と交渉してあした市営住宅におる人に「出ていけ」というわけにはいかないのです。だから早く交渉して、どちらに移るのか、そういうことも含めて、この市営住宅の件については一般質問で言いますので、この今の堀田東温泉については、部長、どうお考えですか。

○温泉課長(遠島 孜君) お答えします。

今、裁判が継続中ございまして、あした、また口頭弁論がございまして、別府市の方としましては、訴えられた被告の方でございますので、原告の方の出方次第では早く決着がつくのではないかと考えております。

○二十五番(岩男三男君) 裁判のことですから深くは触れられませんが、できるだけ早期に、そして非常に大事な路線ですので、一日も早く完成するように努力をしていただきたいと思います、このことを強く要望しておきます。

さて、最後に二十九ページ。目として元金というのが出ております。これは、どういうことでここに予算計上しているのか、この中身について説明をお願いいたします。

○財政課長(徳部正憲君) お答えいたします。

この長期債償還元金マイナス三億七千七百八十万六千円ですが、これは、平成五年度及び平成六年度に市民ホール建設事業におきまして借り入れしました約三十四億円、この残金を起債管理等の観点から、このときの利率が四・四%でありまして、起債管理上、高い金利はなるべく早く償還しようということで、平成十四年度末に繰り上げ償還しました。そのために、平成十五年度予算計上していましたがその予算を減額するものでありまして、この繰上償還に伴いまして、今後の利子軽減といいますが、約二千万、二千四十四万八千二百二十二円の利子が軽減されるような結果となっております。

○二十五番(岩男三男君) 繰り上げ償還によって二千万の利子が浮くことができたということで、財政課長の努力に対して非常に敬意を表します。これで市民ホール、フィルハーモニアホールの借金は、全額終わったということですね。

最後に、私は先ほど質問の中で緊急雇用の件で質問いたしましたけれども、これを「企画」と申しましたけれども、「商工課」の誤りでございましたので、訂正いたします。

そして、十六年度もまた今年度も、さらに緊急雇用対策事業に対しては、深い関心を持って、できるだけ県と交渉して今後もお取り組みをいただくことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○十四番（野田紀子君） 五十四号、一般会計補正予算十七ページの〇二八九、老人保健医療に要する経費の追加額六十七万一千円の説明をお願いします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

六十七万一千円は、通信運搬費でございます。これは、さきの平成十四年十月一日に健康保険法が改正になりました。それに伴いまして、老人医療も改正になりまして、負担限度額が変更となりました。それに伴って、今からは各所得の一分もしくは二分負担というわけになるわけですが、本人によっては高額となることから、高額支給申請書を提出してもらうようになりまして、本市としましては、高齢者の方に一回一回本庁の窓口まで来ていただくのは大変ということで、昨年改正前に、九月でございますが、返信用封筒を同封して老人医療の高額支給申請書の郵送をいたしました。そのときに、対象者が約一万九千八百人ございましたけれども、昨年の十月中に一万二千四百人の申請がありました。なおかつ七千四百人残っていたのですけれども、まだまだこれが一〇〇%に至らないということで、再度、返信用封筒で高齢者の方に申請をしていただくということで補正をお願いしているのが、六十七万一千円でございます。

○十四番（野田紀子君） これは、申請をしないと払い過ぎた医療費は払い戻してもらえないということですね。

○保健医療課長（伊南忠一君） そのとおりでございます。

○十四番（野田紀子君） 申請を済ませた方が一万二千四百人で、申請をしていない人というのは、通知を送ったにもかかわらず、何らかの理由によって申請をしていない人が七千四百人ということで、全国でも大体老人保健医療の改正といいますか、変わったことによって、未申請の人が全国平均でも該当者の三分が未申請であるというふうな報道を聞いております。

保健医療課でいただいた書類、書類といいますかPR用だと思うのですが、「老人保健の医療について」というパンフレットがございましたのですが、これには、この一分、二分の自己限度額とともに、老人保健の限度額適用、標準負担額減額認定書というものについても載っておりますが、この標準負担減額認定書というものの制度も、去年の十四年十月一日から始まったものでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

通称減額認定書でございますが、これは昨年からではなく、前の一定の定額の負担割合のときからも減額認定書はございました。

○十四番（野田紀子君） そういたしますと、私どもに寄せられたある医療法人の請求書なのですけれども、この方が八十過ぎの年金暮らしの方なのですが、一割の保険請求で四万二百円、標準負担という食費の負担が二万四千八百八十円になっております。保険額合計、雑費などありまして六万八千四十五円を支払うと、請求書が来ているわけですが、これをもしこの方が、減額認定書を適用されたとすれば、大体負担としては幾らになりますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

この方の請求書を私の方にも、手元にいただいているのですけれども、本人が病院で支払った額は、入院に対しては保険請求の一割負担で四万二百円、これは限度額でございます。それから、今、議員おっしゃいました減額認定書の件でございますが、これにつきましては、低所得者一と二という二つの区分がございます。これは所得によって違うのですけれども、低所得者の一になりますと一万五千元が限度額、低所得者二になりますと、限度額は二万四千六百円というぐあいになります。

○十四番（野田紀子君） この減額認定書もひとしく自分で申請をしなければ受けられないということで、この人の場合は、知らなかったというのですが、はがきで通知するだけでは、お年寄りにとっては非常に理解は困難でございます。現にさっき御説明がありましたが、このややこしい医療制度、聞いてもよくわからんようにあるのですけれども、知らなくて払い過ぎた人というのは、やはりたくさんいるのではないかと思うのですけれども、知らずに払い過ぎた医療費が戻してもらえないというのだったら、今回引き続いてまた往復はがきでお知らせになるということですのでけれども、これが、往復はがきを出して返事が来ればともかくも、返事も来ない場合は、どのように措置されますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほどの老健法の改正でございますが、昨年の十月一日から改正になったわけでございます。これにつきましては、十四年の九月号の市報に載せ、十月中に申請を受け付けましたけれども、やはり少ないということで、十月、ことしの二月、五月号、そういうぐあいに市報で何回も掲載をいたしております。それから、窓口で医療の相談とかそういう、これはどうなっておるのだろうかということに来庁で来たときには、また説明して老人医療の高額支給申請書を提出していただくようになっております。

それから、今後どうするかということでございますが、今度、返信用封筒で出して、どれぐらい返ってくるか、ちょっと見当がつかないのですけれども、残った分については、なるべく早く一〇〇%申請が終わるよう、何らかの方法で努力したい、このように考えて

おります。

○十四番（野田紀子君） もしこの人が、低所得者として認定されれば、大体月に三万程度の払い戻しがあると思うのですが、年金暮らしにとってはその部分は大変大きいものでありますし、こういう還付金は患者さんから預かったお金ですし、特にお年寄りにとっては大事なお金ですから、市の方は償還手続きを通知はがきだけではなくて周知徹底して、払い戻しができるような手だてをつくすべきではないかと考えます。今後どのようにするかという方針がまだ決まってないようにありますけれども、やはり市の職員が出かけていって、お年寄りのそれこそ手を取って、こういうことだから、あなたの入院費は四万何ぼではなくて一万五千円になりますよとか、二万四千六百円になりますと、懇切丁寧に説明をしなければならぬと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今回の返信用封筒でどれくらい返ってくるのか、また残がどれくらい、未申請が残るのかということで、そういう数値がはっきりしましたら、その場でまた検討したい、このように考えております。

○十四番（野田紀子君） 私は本当に思うのですけれども、お年寄りをつかまえて、申請したらどうこうしてあげますというのは、お年寄りにとってみれば大変冷たいといっているんですが、冷たいやり方なのです。通知はがきを出して返事も来なかった。では、どうしているのだろうと、市の職員がじかに出かけていくというのが本当に大事なことですし、さらに、「ああ、市の職員というのはこんなに親切によく働くのだな」と市民も納得すると思うのです。ですから、この場合、二度の通知のはがきを出して、なおかつ二度も返事が来なかったという人については、じかにやはり訪ねるか、あるいは親切な電話をするというふうにぜひしていただきたいと思いますが、御検討をお願いできますでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） なるべく一〇〇%になるよう、努力したいと思えます。

○十四番（野田紀子君） 恐らく一〇〇%にはならないと思いますが、必ず一人の漏れもなく、この償還金を返せるように市の方も周知徹底するよう努力をお願いして、終わります。

○十一番（松川峰生君） それでは、まず市長提案理由の中の二ページ。市長の公約でもあります「市民ふれあい談話室」、三十五組の方々が御提言いただいたと、大変有意義なことだったと思いますけれども、（発言する者あり）入ってないですか。私が立ったら自動的に入るようにしてください。よろしく申し上げます。

もう一度やり直します。市長、聞こえなかったでしょう。（発言する者あり）聞こえました。はい。では、その下段からいきます。

それで、市長さんのときにはほとんど予約がいっぱいということで、市長さんがいないときは部課長さんがかわりに毎日、この会のときに交代で座っているということで、ほと

んど来ないということを新聞等で見ましたけれども、この件については、それは事実でしょうか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） お答えいたします。

七月二十三日からふれあい談話室を本庁一階に常設したわけでございますが、ちょっと今、私は資料を持ち合わせておりませんが、たしかここ一カ月、七月二十三日から八月二十日までで、市長以外の職員と、それと相談員が対応した件数といたしましては、一カ月余りで六十六件ほど来ております。

○十一番（松川峰生君） ということは、新聞に書いていたことが、事実ではなかったということでもいいのですか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） ちょっと私も新聞の記事を詳しく記憶いたしておりませんが、今私が申し上げましたこの件数の中には電話の御相談等もございましたので、その分も含めた数でございます。それで、新聞の掲載記事は、たしか一件ないし二件というふうな形で書いていたと私は記憶いたしておりますが、若干電話での対応等を入れたか入れないかの問題もあると思いますので、誤差が生じているかもしれないと思っております。

○十一番（松川峰生君） 結構です。となりますと、そちらに相談員、職員の担当課長、専門といえますか、それぞれの課長さんが、市民の方の相談に対応するということはあるのですか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） 市民相談という窓口がございまして、市の相談窓口の中にはたしか三十ぐらいのいろんな分野で相談業務がございまして、その中で私どもが担当している部署といたしまして、市民相談という窓口がございまして。これには――もう以前から実施しているわけですが――市のOBの方々に相談業務を依頼しております。それと、私どもが七月から始めました、部課長が対応する分を共同で、今、共同の作業として相談業務に応じているような状況でございます。

○十一番（松川峰生君） すると、この「市民ふれあい談話室」、先ほど申し上げましたように、浜田市長が出たときは、大体予約があってそれぞれ詰まっていっている。しかし、ほかの方が、この談話室という限りは、まだなかなか市民の方の思うような集まりといえますか、来ていただけてないという認識でいいですか。

○広報広聴課長（古庄 剛君） まだ私どもの市民の皆さんに対するその広報活動の不足というようなこともあるかもしれませんが、市長が対応する日の分につきましては、いつも予約状況が満員でございまして、現実的に部課長が対応する場合については、一日に多くても三件とか四件とか、一件しか来ない場合もございますので、その辺から比較して見ますと、やっぱり少ないのかなというふうに感想を持っております。

○十一番（松川峰生君） やはり市民の方は、ポスターやテレビや、そういうところで市長さんのお顔を見ます。現実には直接お会いして、たぶん市長さんの顔を見て、写真よりい

い男だなということで、たぶん感動した部分があると思いますけれども、市長、実際に「市民ふれあい談話」の中で、市長が直接お話をされた中で、何か、もしこちらでどういう話があったと聞かせていただける部分がありましたら、何かいい話がありましたら、一言で結構ですから、こういう話があった、中身についてはどうだ、よかったというようなことがありましたら、何か一言。

○市長（浜田 博君） 「ふれあい談話室」の件で御心配をいただきまして、ありがとうございます。私もこれ、一階に談話室をつくった以上は、市民の皆さんの声を直接聞くということが主目的でございましたが、今、予約で確かに私が座っている水曜日の午前中は、ぎっしり入っています。時間をオーバーする方も、逆に来た方すべてが、「こういう機会をつくっていただいてありがとうございます」というお礼を言っていただくことから始まりました。それがどこまで……、いい中身がたくさんありましたので、要望があり、提言があり、苦情もあり、いろいろあります。しかし、すばらしい提案なり、こういったことをやりたいのです、ボランティアでこういうことをやりたいのですが、市の協力はどうしていただけますかという部分とか、私がそこですべてお答えをして解決しない部分がある。もう大部分でございますが、担当課の職員がすぐに返事をしていただいています。そのことにまた感動して、お礼の電話がかかります。できる、できないは別でも、すぐそういう対応をする姿勢が本当にありがたい。私が、それが一つの目的でもあったし、今、課長さん方に半日ずつ一回体験をしてくださいということで当初申し上げました。だから、本当は私のとき以外でも、そういう方々が市に対する要望・意見をたくさん言っていただくようになることが、いい姿であろうというふうに思っております。だから今、一回ずつ、忙しい課長さん方をなぜ、そこにむだではないのかという部分も御指摘があるかと思いますが、課長さん方もぜひそれを体験していただきたいということで、皆さんにお願いした経緯があります。そういう中で、皆さん方は、いろんな自分の担当以外の要望なり意見があったときも、すぐ担当の課長さんと連絡をとっていただいて、その人をたらい回しするのではなくて、その場に行って説明をし、解決した事例も聞いていますから、非常にその面で本当によくやっていただいているなど。

ただ、このことについては、「ふれあい談話室」の主目的は、先ほども提言がありましたように、「何か困った課」があったとかいう例もありましたね。困ったときの相談、市民がどこに行ってもいいのかわからない、総合案内という形でやっていますね、今。だから、市民の皆さんが来たときに、まずそこに行けば行政相談なり市民相談、心配事、何でもそこに行ったら相談ができるかな、そういう部分にしていきたいというのが自分の願いでございますので、将来的にはそこはどこが担当するのか、今、行政相談員なりいろんな方々が入っていただいて共同でやっていただいています。将来的には消費生活のアドバイザー等も入っていただくといいかな、これは私案でございますけれども、非常にそういう心

配事が多い、市民の皆さんが多いということをおは把握をしておりますので、そういった皆さんが、まずそこに来ていただいて、市役所の中でたらい回しをされるのではなくて、その場で対応していただくというそういう方向にしたい、こういう気持ちでございますので、今、反省をしながら、見直していい方向に行くように努力をしております。

○十一番（松川峰生君） ぜひ、せっかく立ち上げたいいことですから、これからも進めていただきたい。特に公務多忙と思えますけれども、市民の皆さん、楽しみにしておられる方もおられると思えます。ただ、市長も今言われましたように、担当課長さんのときにやや少ないのではないかな。一層のまた啓発をしていただきまして、この「ふれあい談話室」が、ますます市民の皆さんのいい意味でのいろんな悩みや、あるいはまた相談する場所になればいい、私もそのように思っておりますので、どうぞまたよろしくお願ひします。

次に、その下の項の、私たちは以前選挙の前に、自民党別府市議団で、今は別ですけども、泉議員も含めて市政報告会を約六十カ所でやりました。そのときに、印鑑証明あるいは住民票を各地区の公民館等で発行したらどうかという質問をさせていただきました。もうこれも当然行革の一つになると思えます。早速に市長がこれをしていただきまして、まことにありがとうございます。私も、言った以上、中部公民館に第一号の印鑑証明を取りに参りました。一人だったものですからとても手早く、自宅から徒歩で五、六分で行けます。大変便利で、これからも大いにこれを啓発していただきまして、市民の皆さんが近くで取れるというのをぜひまた大いに、これ以外のものも市長さんは考えられていると思ひますので、ほかのものにつきましても、ぜひ公民館や、あるいはそういう地区のところで取れるよう、また御配慮いただければありがたいと思ひます。

次に質問、十八ページ。児童福祉課、〇三〇五。ここにあります市立保育所施設整備に要する経費の追加額、委託料、大規模改装設計委託料、この件につきまして御説明をお願いします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回、御提案をさせていただきました部分につきましては、市立の中央保育所の大規模改修に伴う設計委託料でございます。これまで平成十五年度、今年度に大規模改修という計画がございましたが、この建物につきましては、昭和五十三年、耐震法の施行前に建てられた施設ということで、昨年度耐震の診断をいたしました。その結果、一階の柱六カ所、また壁の改修二カ所ということで、耐震の補強が必要になったということから、これらとあわせまして冷暖房、それから床、壁等が傷んでおります。こういうことから、こういう部分をあわせて整備をしたいということで、現在の生活環境に合ったような施設として、子供たちが安全で、また快適に生活できる場所として整備をするための設計の委託料でございます。

○十一番（松川峰生君） 今、課長の方から中央保育所ということですが、今、市内にあ

る保育所につきましても、順次こういう形で取り組んでいかれるかどうか、その辺のところも教えていただければと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、市立の保育所が十カ所、また委託園一カ所ございますが、公立保育所の再編計画という中で民間委託等々、今後の計画もございます。そういう中で昨年、本年度、二カ年におきまして、調理室等においても冷房、空調等の設備をしてきたところでございます。今後ともできるところから、そういう計画の中でしていきたいというふうに思っております。

○十一番（松川峰生君） 特にこの保育所、先ほども他の議員からも一部出ていましたけれども、やはり今は大変少子化で、子供さんたちが少のうございます。やはりこういう時期、特にこの近日、ことしは冷夏といいますが近ごろは大変暑うございます。やはり小さなお子さん、大人と違いまして、体力の方も大変僕たちと比べて弱いと思いますので、ぜひ、費用もかかるとは思いますけれども、随時そういう支援の中で、今お話がありましたように、冷暖房を含めまして、今後ともすべての園に、また民間委託等もあります。含めてまた御検討をいただきますようお願い申し上げます、この項の質問は終わらせていただきます。

次に商工課。それでは商工課、〇九五〇、商店街活性化に要する経費、その中の委託料、十三番、駐車場表示看板設置等委託料と、それから負担金補助及び交付金、商店街駐車券補助金、この内容について御説明をお願いします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

委託料の十九節の負担金ということですが、事業の全体につきまして、若干の御説明をいたします。

昨年度、別府市商工会議所が実施しました商店街に関する消費者の意識調査におきまして、消費者の不満といえますか、別府市の商店街に対する消費者の不満という項目の中に、店舗が老朽化している、品数が少ない、さらには駐車場がないということが上位に上がっております。今回この駐車場対策としまして、中心市街地に買物に来られるために無料駐車場を提供しまして、中心市街地の商店街を活性化しようとするものでございます。

具体的には、商店街に買い物に行く方は、指定された駐車場に車を入れて買い物をいたします。各商店街は、前もってそれぞれの駐車場の業者から一時間百八十五円の駐車券を購入しまして、買い物に来られた方にお渡しするということとなります。各商店街は、購入した駐車券一枚に対して百円を負担し、別府市の負担は、八十五円を補助するという形になっております。

委託料につきましては、この協力駐車場は六駐車場ありますけれども、その「協力者駐車場」という看板を設置する費用でございます。



また、十九節の負担金の二百四十六万四千円につきましては、別府市が八十五円でありまして、十商店街で現在事業を実施したいという申し出があります。商店街の中の商店の数につきましては、六百二十二店となっております。この六百二十二店につきましては、月に十枚を限度としまして補助するという形でございまして、これを十一月から実施いたしますので、五カ月分ということで、これを掛けますと二百六十六万四千円の負担金という形になります。

○十一番（松川峰生君） 駐車場の件ですけれども、これは指定された駐車場六カ所ということですが、民間の駐車場は対象外ということになりますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

当初は、別府市が借り上げまして駐車場を設置するという案も考えましたが、やはり民間の駐車場を圧迫するおそれがあるのではないかとということになりまして、現在では、すべて民間の現在やっている駐車場につきまして協力を願うという形で、民間駐車場六カ所につきまして協力を願っております。

○十一番（松川峰生君） できる限りお客様が寄りつきやすい駐車場に、こういうことをお願いしなければ、また、今私たちもそうですけれども、近くにあるのにもついつい車を使用していきます。できる限り商店街に近い駐車場にお願いする。それから、この趣旨の徹底をぜひ市報なり、あるいは商店街の方は、たぶん行政の方がお話しすれば意味はわかると思うのですが、要は、使ってくれるお客様がこれを知らなければ意味がないと思うのですね。これから十一月までであると思います。ぜひ新聞なり、あるいは市報なりを使って大いに啓発をしていただいて、一人でも多くこの別府市で物を買っていただくよう、また車を使っても駐車場券をもらえますよというような啓発をしてもらえば、一層皆さんが、この冷えた別府に一軒でも一台でも寄っていただいて買ってもらう。せっかくですから、それを大いにそういうふうに進めていただければありがたいと思います。また、これから大変商工会議所等ともお話をしながら進めていくことになると思いますけれども、ぜひこれがいい方向に向かいますようお願いして、私の議案質疑を終わります。ありがとうございました。

○七番（猿渡久子君） では、一般会計補正予算の十八ページ、児童福祉関係の質疑をしたいと思います。

○九三〇の特別保育事業等に要する経費について、説明をお願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

特別保育事業に関する経費として六百六十五万六千円の財源補正をお願いいたしております。内容につきましては、十一ページ、県補助金の減額として計上して説明をさせていただいておりますが、内容につきましては、平成十五年度から特別保育事業であります障害児保育事業、これが一般財源化された。国庫補助事業から一般財源化されたということ

で、一般財源に組み替えるということでございます。今年度において現在十三名の障害児を受け入れたいしておりますが、今年度につきましては、こういう形で一般財源の中で対応してまいりたい。国におきましては、地方交付税措置がとられているということでございます。

○七番（猿渡久子君） 今度の予算の中でこの児童福祉の特別保育事業だけでなく、その前のページの十六ページの障害者の関係の生活支援に要する経費とか福祉関係、いろいろな部分で一般財源化が行われて国の予算が減らされて、あるいは県も負担をしなくなって、別府市、市町村に大きな財政負担が来るというふうなことが非常に進んできていて、これはもう関係者の皆さんからも「あんまりではないか」という声が非常に上がっています。大変問題がある、国の責任放棄になるというふうに私たちも思っているわけですがけれども、現実面、こうやって市の方にかかってくる一般財源化が行われている中で、今回こういうふうに市として補正を組んでいただいているわけですがけれども、今後とも障害児保育、ますますニーズが高まってきている中で、今後もやはり市として予算を組んで引き続き取り組んでいくべきだと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この障害児保育につきまして、今回、今年度から一般財源化されたということで、各市の状況を見ますと、現在、実施のうち二市がまだ新年度の取り組みが未定ということでした。他市につきましては、それぞれの市において予定をしているということでございます。別府市におきましても、この障害児保育につきましては、別府市独自の障害児保育事業補助金要綱、こういうものを制定する中で取り組んでまいりたいというふうに今考えております。

○七番（猿渡久子君） 今後とも、よろしく願いいたします。

それでは次に、〇九四九、児童福祉施設建設に要する経費の部分については、先ほども論議がありましたけれども、私は調査会も傍聴させていただきましたし、調査会の翌日に地元で行われました地元説明会にも参加をさせていただいて、地元の皆さんの御意見あるいは保育所の保護者の皆さんからの質問等も聞かせていただいたのですけれども、この件についてちょっと質疑をしたいと思っております。

まず初めに、これだけの全国的にも先進的な取り組みと言える施設の建設に踏み切るということで、次長みずからあちこち走り回って場所を探していただいて、この場所でいけそうだということでも何度も交渉したけれども、それが行き詰まって、また次の場所を探すというふうなことを繰り返して六カ所目ということで、福岡などあちこちに足を運んで交渉されてここまでこぎ着けたというふうにお聞きをしております。そういう御努力に、本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

私たちが児童館をつくってくださいという運動を始めた八年前、その当時は、私は若い

お母さん方、小さい子供さんを持っているお母さん方から、転勤で別府に来たけれども、別府は児童館もないし子育てがしにくい、早く転勤になってどこかよそに引っ越したいというふうな声をお聞きしていました。しかし、こういう「子育てガイドブック」というふうなものもつくられましたけれども、これにもありますように、いろんな取り組みがその後進んでまいりまして、この四、五年で子育て支援センターもできて、無認可保育園の補助金もつくっていただいたり、病後児保育や誕生祝金などいろんな取り組みが進んできていて、こういう子育てを支援する取り組みが進んでくるということは、別府の活性化にとって非常に大事だと考えていますので、本当にありがたいことだと思っております。別府市の出生率が一・一五人ですね、全国的には一・三二人、大分県としては一・四二人ということで、別府市が全国的にも非常に少なく、問題になっている出生率をさらに下回るという、五十八市町村中五十四番目という出生率になっているわけですがけれども、別府市自体の特性として、高齢の方が多くて、福祉を受ける立場の方が多い、納税者が少ないという状況の中で、子育て層の方がどんどんふえていただくことが、納税者をふやして財政状況も改善をしていくことにもつながっていくと思いますので、今後さらに頑張りたいなと思うわけです。

それで、西部地域児童福祉施設の中身のことで少し疑問をしたいのですけれども、調査会の資料等を見せていただきますと、当初予定していたよりも、今回買う土地が若干狭くなったのだという説明を調査会のときにもいただきましたが、この土地の北側、老人ホームの東側に駐車場がもう一つありますが、そこが余り使用されていない、若干駐車場として使用しているようではありますが、かなり広い土地が空いているようですので、その土地を駐車場等に利用できないのか。

その点と、この施設は複合施設で、保育所と児童館と支援センターというふうに併設するわけですがけれども、保育所の子供たちも、児童館では中学生までの子供たちも、あるいは家庭で育てている支援センターの子供たちも来て遊ぶときに、この園庭をどういうふうにするのか。中学生のお兄ちゃんと保育所の赤ちゃんが一緒に走り回るということは、ちょっと危険も伴うのではないかな、無理もあるのではないかなと思うのですが、その園庭ですね、保育所の庭、外で遊ぶスペースの使い方をどのように考えているのか。

もう一つ、三点目として、地元説明会のときにも、あるお父さんだっただけですが、児童館があるので、いろんな幅広い人が出入りをする施設なので、不審者等安全面をどう考えているのかという質問が出ましたけれども、今、学校の安全面にも非常に関心が高まっています。先日、私はテレビで見たのですが、福岡のある小学校で、大変地域に開かれた学校なのだけれども、安全性が非常に高いという学校としてテレビで紹介されていたのが、ガラス張りで、校長先生が校長室にいながら各校舎の子供たちの様子がよく見える、目が届くというふうなことも紹介されていましたが、そういう配慮もいいのでは

ないかなというふうにも思いますが、その三点について、駐車場の件と園庭の件、安全面の件について、答弁をお願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、駐車場の件でございます。今回、調査会また地元の説明会で基本構想案という形で建物の配置、また平面図について御説明をさせていただきました。その中で非常に駐車場スペースがなかなか取れないということも報告をさせていただきました。先ほど議員さんから御提言のありました、老人ホーム東側の土地でございます。この土地につきましては私どもも、病院側が来年度から独立行政法人に変わるということで、ぜひその土地を病院側に使わせていただきたい、駐車場用地として使わせていただきたい。これは、この中にもありますように、職員数だけでも三十七名という職員を配置いたします。そういうことから、当然駐車場につきましても職員用の駐車場、これは当然職員が契約をして借りるわけですが、そういう部分も含めて、また行事のとき等については日曜日等が多いわけですので、そういう部分においてはぜひ便宜を図っていただきたいということで、病院側も了解をしていただいております。そういうことで、また今後とも病院側と話し合いをしていきますが、駐車場については、そこで私どもは確保できるという考えを持っております。また園庭につきましては当然、保育所また児童館、支援センター、それぞれ対象の児童が変わってまいります。児童館におきましては、児童福祉法の中で施設だけということで、園庭までは規定はございませんが、やはり現在、南部におきましても、わずかですが園庭を設けております。こういう中で児童館また保育所等の園庭部分については当然、間仕切りといいますか、して、それぞれに合った遊具等を設置したいという計画でございます。

それから管理面でございますが、一階部分につきましては鶴見保育所、二階部分につきましては子育て支援センター、そしてまた児童館。その中にファミリーサポートセンター等も入る予定でございますし、また大きな部分として地域の方々との交流場所、また三世代交流ということで、きょう質問もございました、老人の方々また地域の方々も一緒に入って一緒に交わる場所の設置も計画をいたしております。そういうことで管理面におきましては当然これから実施設計に入るわけですが、専門家のいろんな提言をいただきながら、先ほど言ったガラス張りという部分もございましたし、現在、児童館の方におきましても、来館者につきましては、すべて受付簿、入り口に事務室を設けて受付簿に書いていただくという形で最大限の管理をしなければならないというふうに思っております。

そういうことで、今後、担当の職員等も保育所の職員、またそういう従事する職員を含めまして、十分将来、別府市としてその施設が有効に活用できるという形での施設整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 今、学校でインターホンですね、校内電話といいますか、設置が安全面も含めて進んでいるわけですけれども、そういうインターホン、内線電話というの

は、どうでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この施設は、これは予定でございますが、千七百平米近い大変大きな施設になります。そうなりますと、やはり当然連絡等におきましては、このインターホンは必要であろうと思っておりますし、当然各部屋、保育室を含めているいろんな部屋で相互に連絡を取り合えるという部分については設置をしていくという方向でございます。

○七番（猿渡久子君） よろしく、お願いいたします。

それではファミリーサポートセンターについてですけれども、これは別府市で初めて取り組む施設でして、私自身も子育てと仕事との両立ということで、こういうふうな制度があればもう一人、二人子供が産めたのかなというふうな気持ちにもなったり、それで当ても欲しいなというふうな気持ちを非常に持っていたものですね。本当に働くお母さん、共働き家庭にとってはありがたいものだと思います。これが会員制ということで、預けたい、世話をしてもらいたい家庭と、支援をする側の会員さんというふうな会員制、登録制というふうにお聞きをしていますけれども、その支援をする側の会員さん、子供さんを預かる会員さんというのは、やはり他人の子供さんをお預かりするわけですから、非常に責任が重く、なれない場所に子供が来たときに、なれるまで大変でしょうし、何か資格が要るのか、講習等あるのか、その辺のところを教えてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

別府市で今回初めて、ファミリーサポートセンターというのを設置するという計画でございます。この援助をする会員の資格ということでございますが、現在、二十一世紀職業大学といいますか、ここが保育サポーターの養成講座というのを行っております。昨年七月、別府市でも講習をしております。この講習につきましては、日にち的には五日間一日四時間、約二十時間で保育サポーターのこれが修了できるということでございます。私もこのファミリーサポートセンターを開設するに当たりましては、現在、別府市に三十三名のこういう方々がいらっしゃいますので、こういう方々ともまた連携をとりながら、少しでもその講習を受けていただいた方々をお願いをしたいというふうに思っております。特別の資格という部分は、規定はされておきませんが、少しでもそういう講習を受けていただいた方ということを支援会員としたいというふうに考えているところでございます。

○七番（猿渡久子君） 親が残業などのときに保育所にお迎えに行ってくれて、家庭で預かってもらって、そこに親御さんが残業等が終わってお迎えに行くというふうな制度ですので、大変喜んで多くの方に活用していただけないかなと思います。

では、次に保育所の問題ですけれども、ゼロ歳児十五名ということですが、これは地元説明会のときにもちょっと質問が出たのですが、ゼロ歳児保育は何か月からを考えているのか。

それと、ゼロ歳児十五名、一歳児十五名、二歳児二十名。この子供さんたちが一つのクラスというふうな説明だったと思うのですが、私も保育士として働いてきた経験から考えたときに、ゼロ歳児の赤ちゃんというのは、月齢、生まれた月によって六カ月の赤ちゃんが一歳の誕生日を迎える十二カ月の赤ちゃんと一歳半の赤ちゃんとは、全然発達違いますし、お昼寝の時間帯とかそういう生活リズムというのも違いますし、はいはいがまだできない段階の赤ちゃんとか、はいはいする赤ちゃんとか、あんよをする赤ちゃんとかというふうに全然違うわけですね。そういういろんな月齢といいます、「年齢」ではなくて「月齢」という言い方をしますけれども、いろんな発達の違いのある赤ちゃんが、十五名一つのクラスというのは、もちろん保育士さんはそれに適した人数――保育士さん――いるのですけれども、難しい面が多々あると思うのですね。一歳児、二歳児の子供さんというのは、健全な発達の過程として、かみついたり引っかいたり、自我が芽生えてきて非常にトラブルが多い、けんかが多い時期なので、十五人とか二十人とかという集団は難しい面が多々あると思います。その年その年によって、一歳児のクラスが十五人ではなくてもっとふえてしまう、ふえる場合だって出てくるのではないかなと思うのですけれども、そういうときに基本的なクラスは十五人ークラス、二十人ークラスでも、その部屋を半分に区切るとか、ちょっと別のスペースで、例えば保育士さんも半分ずつに分かれて違う保育をすることとか、寝ている赤ちゃんと遊んでいる赤ちゃんとがちょっとね、寝ている子供さんがちょっと静かに眠れるような場所を確保することとか、そういうふうな場というのは必要ではないかなと思うのですね。だから、設計の段階でやはりそういうスペースを区切れるような部屋の設計にしておくべきではないかと――必要に応じて。それから可動式の壁とか、何か可動式のロッカーみたいなものとか、何かそういうもので一つのクラスけれども二つに分けて保育をすることとかいうふうなことも可能な状況をつくっておく必要があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

せんだって示した基本構想の中でございますので、今後、実施計画の中で、今の議員さんの御提言を生かしていきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） ぜひ現場の職員の皆さんの声も生かして、その辺を考慮していただきたいなと思います。

そのゼロ歳児保育について何カ月からかということ、産休明け保育ができないのかというあたり、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、認可保育園におきましては、六カ月以上という、六カ月を一つの目安といたしております。今、保護者の方からも産休明けという、要するに二カ月児、三カ月児でございますが、こういう、預かっていただきたいという声もいただいております。民間の保育園

で私ども、来月十月一日から認可保育園でありますあおば保育園で実施をしたいということで、現在受け付けをさせていただいているところでございます。

○七番（猿渡久子君） あおば保育園で産休明け保育をとという話がありましたけれども、今後また状況を見ながら、保護者のニーズ等も見ながらぜひ検討していただきたいなと思います。上の子供さんが、公立保育所に行っていて、下の子供さんの赤ちゃんが生まれて産休が明けるそのときに、公立保育所に行っている上の子供さんと違う保育園に預けないといけない、違うところに預けないといけないというのは非常に大変ですし、やはりその点、保護者の方からもそういう声をお聞きしますので、ぜひ今後の課題として考えていただきたいと思います。

もう一つ。地元説明会のときにも参加をされた方から声が出ていましたけれども、青少年の問題が非常に深刻なので、中学生・高校生の居場所として大いに力を入れていただきたいということが出ました。私も、高校生まで通える児童センターをということをずっと申し上げてきましたけれども、今回、中学生、基本的には中学生までということですが、この夏休みにも中学生、高校生が、加害者あるいは被害者になるいろんな事件が全国でありまして、本当に皆さん心を痛めているわけですが、この高校生のことについてはどのように考えているのか、お願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回の児童館につきましては、小学生から中学生まで、一応、年少児童十四歳までという形の方向性でさせていただいております。やはり高校生になりますと、体力の増進とかこういう部分での施設的な広さ等の要求をされます。そうなってくると、やはり保育所と一体でそれがいいのかどうかという部分等もでございます。そういうことで、私ども内部で検討させていただきましたが、やはり今回中学生までで、一応常時は中学生という形で、児童館の事業として高校生のボランティアの事業、また高校生が何らかの行事に参加していただける、こういう行事を、高校生が来ていただけるような行事を事業の中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） わかりました。ぜひそういう取り組みをしながら、常時ではなくても高校生も居場所として受け入れるという行事等の中で取り組んでいただきたいと思います。今後とも、よろしくお願いいたします。

○二十九番（首藤 正君） 最後の質疑者のようでございます。正規の時間も過ぎておりますので、長時間にわたっておりますから簡潔に終了したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、予算書十六ページ、社会福祉協議会に要する経費の六千万円についてお尋ねをしていきたいと思っております。

朝ほどの質疑で十二番議員さんが、この問題について質疑をなさいました。その冒頭に

当たって、この問題について議会に対しての対応の不手際の陳謝がありました。このことについて、私は了といたしたい。非常に執行部としては議会に対して真摯な姿勢をとった、このように感じております。

そこで、今回のこの正規の予算書の中で「社会福祉協議会コミュニティーセンター」と、こうありますが、ここに「仮称」がついておりません。今日まで「仮称」ということできたのですが、これに「仮称」が入っておりませんが、これは正規の予算書でありますので、これが正規の名称になるのかということが一つ。

それと、朝ほどの十二番議員さんの、このコミュニティーセンターの設立目的についての答弁がありました。この答弁は、競輪場周辺住民の福祉の向上、そして競輪事業の振興に資すると二つの大きな目的を述べられましたが、その目的に間違いはないかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えいたします。

一点目の名称の件でございます。今回、補正予算で計上させていただきました十六ページの事業コード〇二二五の六千万円の説明で、議員さん御指摘の「社会福祉協議会コミュニティーセンター整備補助金」とございますのは、事業名でございます。正式名称はまだ決定をいたしておりませんが、現在の名称は、仮称「別府市北部コミュニティーセンター」でございます。

それから、二点目の設立の目的は、けさ、池田議員さんに申し上げた内容に変わりはありません。

○二十九番（首藤 正君） この名称ですが、いい名称をつけていただきたい。「コミュニティーセンター」という名前、もう一つひな型があるみたいですから、この施設にマッチしたいい名前をぜひつけていただきたいなという希望を申し述べておきます。

そこで、先ほど私が聞いたのですが、競輪場周辺住民の福祉の向上、それと競輪事業の振興に資する、こういう目的だということですが、もしそうであるならば、別府市社会福祉協議会、これは社会福祉法人ですけれども、この定款に抵触をいたしませんか。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えいたします。

池田議員さんに申し上げたときには……、もう一度説明させていただきます。

「北部コミュニティーセンターの設立は、競輪場周辺の対策事業の一環で、主に競輪場周辺住民の福祉の向上等」と申し上げました。これは、競輪場の周辺の住民の方が主ということで、対象は別府市民全部を指しております。

○二十九番（首藤 正君） 本会議ですから、はっきりしておきたいと思うのですが、これは競輪場周辺の住民の福祉向上、このように限定づけますと、やっぱり社会福祉法人の別府市の社会福祉協議会の定款に抵触する。そして、「競輪事業の発展に資する」という言葉は、これは特に社会福祉協議会がやる事業としては好ましくない。問題になりま



すね。だから、その辺は、立派なものをつくらうとする皆さん方の姿勢がわかっているだけに、市民に誤解を受けるような、社会福祉事業に誤解を受けるようなことであってはいけない、このように思います。

そして、聞きますと、社会福祉協議会が四月三十日にこの計画書を出しておりますね。この計画書の中に目的をうたっているのです。私は、きょう本会議で答弁した目的よりも、このコミュニティーセンターを設立しようという福祉協議会の目的を全面的に打ち出した方が、議会に対しても、市民に対してもいいような気がいたします。その辺、担当課として十分にしんしゃくしていただければと、このように感じる次第であります。

そこで、この事業ですが、施設の概要と、それから補助金をいただきます社団法人車両競技公益資金記念団体、これがこの建設に当たって、また運営に当たってどの程度関与をしてくるのか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えいたします。

施設の内容でございます。この前も厚生委員会の調査会で申し上げましたけれども、一応現在は、鉄筋コンクリートの三階建ての建物で、一階部分に現在は児童施設、二階、三階を主に――これも主になのですが――別府市内が対象なのですが、地域住民の憩いの場となる施設で、特に高齢者と障害者等の皆様方に配慮した施設整備をと考えております。

それから、二点目の記念財団の関与でございます。北部コミュニティーセンターの建設に当たりましては、補助事業でございますので、補助対象部分か否かの問題が生じてまいります。その部分のみの確・明確にしておけば、建設・運営については基本的には関与しない。計画等に変更が生じる場合は、その都度報告をし了解を得ている状況でございます。

○二十九番（首藤 正君） それで、お尋ねします。

まず最初に、補助事業であるので関与がやっぱりあるのですね。その変更があったときには、届けて了解をもらわなければならない。そして、施設の変更があったときにもそういう了解をとるという解釈になりますけれども、議会に、調査会で六月に進めた。この計画は、一階は児童館が下になっていきますね、児童館が下になっていきます。ところが、この計画の補助金の許可をもらったときは、一階は、議会に示されたものと全く違う形のものですね。だから、計画書を出した後、児童館等に変更するという了解は、すでにいただいているのかどうか、その辺お聞かせください。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

今、首藤議員さん御指摘のとおり、十五年四月三十日に補助金交付申請をいたしております。この時点では、御指摘の児童施設の部分が二階というふうになっておりました。それから五月二十一日に交付決定通知を記念財団よりいただいております。その時点では一階部分が児童館という方向づけでなっておりますが、申請時から決定通知に至るまでに地

元説明会を開催いたしました。財団側といたしましては、建物の内容については福祉施設、コミュニティーセンターという範囲であれば変更申請は不要とのことで、現在推移をしているのが状況でございます。その都度ごとに、了承はいただいております。

○二十九番（首藤 正君） 変更の理由を申し述べて、了解を取っているという理解でいいですね。

では、何で四月の申請時から二カ月もたたないのにこれだけ大きく中身が変わるのでしょいかね。もともと二階部分に児童施設をと言っていましたけれども、計画書の二階は、ミニ図書館とかおもちゃ図書館とか託児ルームとかそういうのであって、児童館とは全く同じ施設であっても、違うのですね。二カ月もたたないうちにこう変わっていく。そういうこれから計画を進行していこうというときに対して、どうも心配するのですね。大丈夫なのだろうか、本当に大丈夫かということですね。だから、この児童館がいつ計画に上がってきたのか。

それと、今後、この館が完成して運営をしていく運営経費は、二十七番議員さんは、別府市が持つというような発言を、もう決めてかかっていたけれども、これは別府市が本当に持つのか。社会福祉協議会のこれは財産・建物ですからね、運営費は社会福祉協議会が持つのか、別府市が持つのか、その辺の見解を述べてください。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

完成後の運営と、ランニングコストでございます。完成後の運営につきましては、別府市社会福祉協議会が実施主体となります。それから経費、ランニングコストにつきましては、設計がまだできていないために確実なお答えはできないのですが、当初、全館運営ということで約三千五百万円を見込んでおりましたが、それから、先ほど御指摘があった児童館というような部分で、一階部分につきましては、別府市の児童家庭課が管理運営をしていくというような今計画がございます。そういう方向が決まれば、人件費等で約一千万円程度が減額できるものと試算をしているところでございます。その費用につきましては、市から補助金として社会福祉協議会の方に交付していく予定に現在なっております。

○二十九番（首藤 正君） この問題で最後になりますけれども、いいですか、内田議員さんが言った土地の問題、そして、これはでき上がったら財産は社会福祉協議会のもの。そして、別府市は下に児童館をつくる、その使用料を払ったりする。運営経費は社会福祉協議会が持つ、そういうことですね。それを確認しておきたい、議会で。だから、今言った土地の問題、財産の問題。これは早く整理をしないと、やっぱりいけない。おかしなことになる。これをあわせて早く整理して財産区分をはっきりする必要があろうかと思いません。

この問題、建物の大体頭ができてきました。周囲は、大体コンクリみたいなのですが、外溝工事をどのように考えているのか、これだけ聞いて、この問題を終わります。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

外溝工事につきましては、午前中の池田議員さんにお答えした部分と重複いたしますけれども、現在この事業は三億六千万円の総事業費に対しまして、記念財団から三億円の補助、それから別府市から社協に六千万円の補助という決定通知を現在いただいております。この補助申請の際に事業計画を付して申請をいたしておりますが、午前中申し上げましたけれども、建築費、エレベーター設置費、敷地造成費という内容でございます。この計画では、建物部分、建築費に比重が大きくなっておりまして、補助金交付決定通知に幾分の変更申請は認められているために、これから設計等ができ上がって、地元住民説明会等がございまして、そのときに、まだ変更が可能でございます。実施計画に移るまでに、今、議員さんが申されました、池田議員さんも申されました件につきまして、外溝部分にも住民のニーズを入れていきたいと考えております。

○二十九番（首藤 正君） できるだけ努力してください。この館が、やっぱり緑に囲まれたいい施設であってほしい、このように願っています。計画書を見ると、高い木、低い木、合わせて六十五本の木を植えるという計画で申請をしておるみたいですから、最低限この計画書どおり木を植えて、そして緑がいつもあるような施設にしていいただきたい、このように要望しておきます。

では、次に行きます。二十四ページの県施行負担の問題ですが、これは地方債補正とも関連がありますが、この問題は、先ほど二十五番議員さんが問題点をいろいろ述べましたので、申しません。ただ一点。別府挾間線の問題について私たちが知る限りは、平成十八年度完成を目途に県は最大の努力をしております。ただし、賠償の問題がありますので、その賠償等の支障が出たときには若干ずれるかもしれませんが、という地元説明があっておりますけれども、ちょっと市の発表と中身が違うようでありますので、その点を確認しておきたいと思えます。

○土木課長（金澤 晋君） お答えさせていただきます。

まず最初に、説明といたしまして、本線は県の重要路線といたしまして、また地域の重要路線として位置づけられております。さらに国道十号線の災害緊急時における代替道路として機能を持つ重要な道路であります。総延長は三千八百七十メートルですが、その第一工区といたしまして、平成五年から鳥越峠それから上河内に至るまでの二千六百メートルが完成して、平成九年には供用開始をしているところでございます。平成十年度より第二工区、上河内地区から浜脇丸尾線に接する延長千二百七十メートルの区間につきましては、平成十八年度の完成を目途に、現在施行を県が行っているところでございますが、県の方に問い合わせいたしましたところ、若干おくれる可能性があるというような形で伺っております。

○二十九番（首藤 正君） 私の住んでいる地域ですが、この事業ほど買収のいろいろな

問題も少ない工事ではないかと思っています。それが、私が若干違うのではないかと言ったら、原議員さんから、大きく違うと言われました。本当ね、大きく違うのですね、あなたたちが言ったことが。これは、地元にとっては「えっ」と驚くようなことであつたのです。もしおくれるというようなことがあつたら、あなたたちは県にかみついてくださいよ。あれだけの広大な町の中を買収して、もう家はどんどん減っていつているのです。そのような町並みの状況が、一年も二年もおくれたら、地元の経済は持ちませんよ。生活、まちづくりもできません。それが、それ以上まだおくれるなんということがあつたら、これはとても許しがたい。総力を挙げてこの工事は早期完成をしなければいけない。そして、ほかにもいろいろあつたのですよ。例えばあの難しい県道のガードですね、日豊線をくぐるガード。この工事が、もし平成十八年にできないのなら、あのガード、これは堀本議員さんが質問したことがありますけれども、非常にあそこは交通の難所になっている。この改良をしてほしいと。ところが県の方は、十八年に終わるのだから、それまで我慢してくれぬかということで、地元はそういうことも我慢して今日に至っている。寝耳に水のような恐ろしいことを言わんでください。ぜひこれは平成十八年度完成、これに向けて市も全力を挙げていただきたい、このように要望しておきますが、何かありましたら。

○建設部長（亀岡丈人君） この路線、別府市も狭間町と一緒に別府挾間間道路期成同盟会というのを立ち上げて、早期完成に向けて県に要望しているところでございます。課長が県に問い合わせたところのニュアンス的なものが、ちょっと違ったのかなと思っております。先ほど議員さんが言われましたように、用地交渉がかなり難航しているということは、私どもは伺っております。それにいたしましても、県も十八年を目途にということで、若干おくれそうだということは耳にしておりますが、私ども期成同盟会、また県に要望等も早期完成ということをたびたび要望しておりますので、県の方にはまた、きょうの議会等もあわせまして、再度要望していきたいと思っております。

○二十九番（首藤 正君） 最後の質問になります。部長、用地買収ね、難航をきわめていることはありません。これは確認してください。きわめて、まれに見るぐらいスムーズにいつている、このように思います。ぜひおくれのないようにしてください。

最後の質問になりますが、二十六ページ。これは消防ですね、報償費十五万七千円、事故調査の委員会の礼金とありますが、これはどういう性格のものですか。

○消防次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

この報償費につきましては、八月二十五日に事故調査委員会を立ち上げまして、そして十二名で構成をされました。そのうちの四名の方が、市の職員以外の方で構成をされております。その方々の謝礼金ということでございます。この謝礼金につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用させていただいております。

○二十九番（首藤 正君） これは、去年の十一月に起こった火災事故の調査委員会です。

ようか。そのように受けとめて、よろしいですか。

○消防次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

これは、昨年十一月十八日に南立石マンションの火災事故があった件でございます。

○二十九番（首藤 正君） 消防長、全くいかんですね。まだ続けるのですか、事故調査会を。もう一年が来ます。命をかけて市民の生命・財産を守る職員、その検討委員会が一年もかかる、こんなばかな話がありますか。全く同じような事故・火災が発生したとき、あなたたちはどうするのですか。この前の原因究明がまだ終わってないから、おまえたち、ちょっと待て、周囲において、そこから水かけるとか、そういうことをやるのですか。この前、神戸で大火災が起こって、四名の消防署職員が亡くなりましたね。あのときの消防署の市の態度、立派でしたね。あつと言う間に原因究明をして、こういう事故だったと上司が涙をこらえながら「残念だ」とやっていたけれども、あなた、事故が起こって一年もなろうとしておるのに、まだ事故検討委員会なんか続けて、こんなことではそれは消防署職員、かわいそうです。許されない。そんなに原因究明が難しいのですかね。本来であれば、こんなことは一カ月ぐらいで結論を出しておかなければいかんですよ。これほど私は、危険な職務に邁進している職員に対して、こんな行政のあり方というのは許せない。あなたたちの本当、これは怠慢。早急にこの結論を出して、消防署職員が本当に市民の生命・財産を守れる体制を早くつくり上げていただきたい。それに対する消防長の考えと、それから、警察がこの件に関して捜査していますね。その成り行きを警察がどのような調査しているのか、この二点を消防長からお答えください。

○消防長（吉本皓行君） お答えいたします。

事故調査委員会につきましては、ことしの一月二十七日に設立いたしまして、今日まで十二回の委員会を開催いたしております。その間、職員からの事情聴取もひと通り終わり、現在はまとめの段階に入っている状況でございます。それで、一応この委員会でございますけれども、十一月中旬には最終の報告書を出したいという考えで現在取り組んでいるところであります。

それから、警察の事情聴取についてでございますけれども、六月に入りまして、警察の方から職員の事情聴取をしたいという申し出がございまして、現在までまだ職員の事情聴取がなされております。これにつきまして、警察に出向き、事情聴取につきまして担当者の方にお伺いいたしましたけれども、この事情聴取につきまして、年内に終わるのか、年を越すのかははっきりまだわからないと。多くの話ができなかったというような状況であります。そういったことでもあります。また、職員の事情聴取の内容につきましては、当日の消防職員の消防活動の状況を聞かれているというような報告を受けております。

○二十九番（首藤 正君） 警察も、捜査のメスを入れてきている。そして、いまだに原因究明ができない。これは消防長、本当に残念きわまりない。これは殉職した職員に対し

ても、非常にやっぱり私は残念がっていると思う。一日も早く原因究明をして、この議会でも報告をしていただきたい。そして、消防署職員が安心して市民の生命・財産を守る出動体制ができるように整えていただきたい、このように思います。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分については、お手元に「議案付託表」を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十五分 散会